

# 大和市公共施設等総合管理計画 (改定版)

平成29年(2017年)3月策定

令和4年(2022年)3月一部改訂

令和8年(2026年)3月改定



## はじめに

大和市は、鉄道をはじめとする高い交通利便性に恵まれていることもあり、東京都心や横浜のベッドタウンとして急速に都市が成長してきました。特に昭和 30 年代後半から昭和 50 年代にかけての高度経済成長期における人口増加は著しく、市制施行当時（昭和 34 年）の人口は 4 万人程度でしたが、平成 4 年に 20 万人を超え、現在では 24 万人に達しています。

この間、市民の安全と安心、便利で快適な都市空間を確保するため、まちの成長に合わせて学校や学習センターをはじめとする各公共建築物のほか、道路や公園、下水道などのインフラ施設についても、着実に整備を進めてまいりました。

一方、これらの公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の多くは高度経済成長期に集中的に整備してきたことから、老朽化に伴う修繕や更新が必要となる時期が迫っています。

そのような状況を踏まえ、本市では平成 28 年度に、本市施設の更新や維持管理に向けた方向性をまとめた「大和市公共施設等総合管理計画」を策定（令和 4 年 3 月一部改訂）し、より具体的な方策や手法を定めた各施設の長寿命化計画等とともに、予防保全の取組を加速させてきたところです。

しかしながら、本市における将来の状況を展望していきますと、今後想定されている少子高齢化の進展と人口減少下では、労働力（生産年齢人口）の減少も同時に進むと見込まれ、経済活動の縮小、税収等の低下などへつながっていく可能性があるほか、厳しい財政状況も踏まえますと、公共施設等の更新や維持管理に要する費用の財源を永続的に確保していくことは、現実的ではなくなってきています。

こうしたことから、社会情勢やライフスタイルの変化、将来的な市民ニーズや財政状況などを踏まえつつ、本市にとって今後も必要となる公共施設等を的確に見極めると同時に、効率的かつ効果的な管理手法を講じたうえで、その結果に応じた公共施設等の維持に必要な財源を確保していく態勢を整えていく必要があります。

したがって、今回（令和 8 年 3 月）の改定では、大和市の近年の財政状況、将来の人口や公共施設等に関わる必要経費の見通しを改めて整理したうえで、これまで以上に中長期的な視点から、本市における公共施設等の今後のあり方について、方向性を示すものとしています。

## 目 次

### I. 公共施設等総合管理計画とは

- 1. 計画策定の背景・目的 … 3
- 2. 計画の位置づけ … 4
- 3. 計画期間 … 4
- 4. 計画の対象範囲 … 4
- 5. 市の現況 … 5

### II. 公共施設等の現状及び将来の見通し

- 1. 公共施設等の現状と課題 … 6
- 2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し …16
- 3. 公共施設等の更新や維持管理等に要する中長期的な経費の見込み、財政の見通し …18

### III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- 1. 現状や課題に関する基本認識、公共施設等の管理に関する基本的な考え方 …24
- 2. 公共施設等を効率的に運用し、持続可能なかたちで将来世代へ引き継ぐために …27
- 3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策、フォローアップ<sup>®</sup>の実施方針 …30

### IV. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 1. 公共建築物 …31
- 2. 道路（橋りょうを除く） …33
- 3. 橋りょう …35
- 4. 下水道 …37
- 5. 準用河川 …39
- 6. 公園 …41

### ➡. 用語解説 …43

## I. 公共施設等総合管理計画とは

### 1. 計画策定の背景・目的

#### (1) 背景

平成 25 年 11 月、国は、日本全体の 800 兆円に及ぶインフラストックの高齢化に的確に対応しつつ、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性などを示した、「インフラ長寿命化基本計画<sup>\*</sup>」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進していくための体制を整えました。このインフラ長寿命化基本計画の行動計画にあたるものが、各自治体が策定する公共施設等総合管理計画になります。

本市においては、現在も人口が微増しているものの、少子高齢化は確実に進展しています。また、将来的な人口減少は避けられない見通しの中で、公共建築物や道路など社会基盤の老朽化への対応と対策については、他の多くの自治体と同様、避けて通ることができない大きな課題となっています。

#### (2) 目的

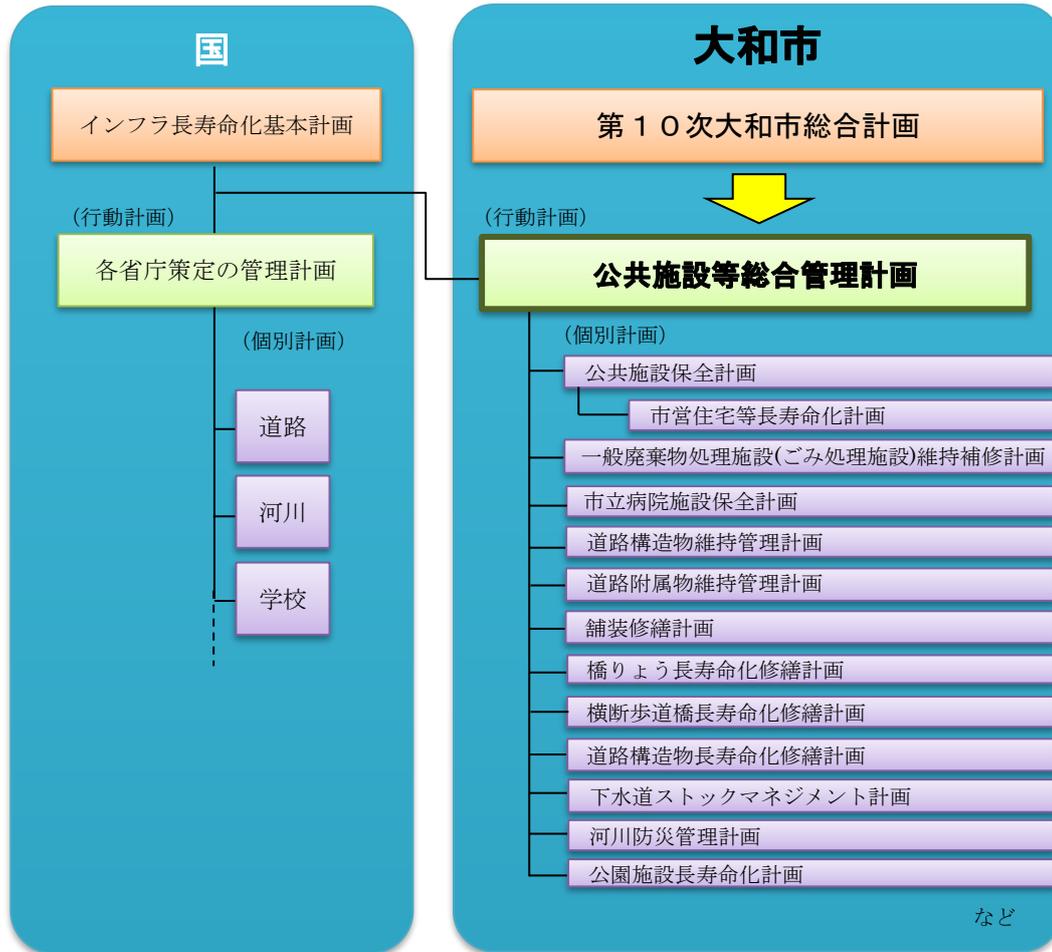
大和市は、第 10 次総合計画を策定し、将来都市像「みんながつながる<sup>けんこう</sup>健幸都市やまと」の実現を目指しています。今後の人口減少局面においても、市民が幸せを実感できるまちを構築し、持続可能な行政経営を行っていくためには、限られた資源の効率のかつ適切な配分が求められますが、その中で、公共施設等の諸課題への対応は非常に大きな要素と言えます。人々の暮らしを支える必要性の高い公共施設等の維持管理及び保全を確実に進め、貴重な財産を有用かつ長期的に使用することが、将来都市像の実現には欠かせません。

市が保有する施設を包括的に捉え、これまで以上に中長期的な視点を持って、大和市に望ましい施設のあり方を戦略的に検討し、最適化を進めながら、必要な施設の維持管理を着実に行うことができる体制を整え、将来にわたり必要となる行政サービスの確実な提供と、財政的負担の縮減及び平準化を図ることを本計画の目的とします。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、第10次大和市総合計画における「変化に対応できる行政経営」の実現に向けた分野別計画とします。また、平成26年4月22日付の総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により策定要請のあった、「公共施設等総合管理計画」として位置づけます。国が平成25年11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」の地方版行動計画に相当するものとなります。

図表1 計画体系



## 3. 計画期間

- ・令和8年度～令和17年度とします。

## 4. 計画の対象範囲

- ・本計画の対象は、令和7年4月1日時点で本市が所有する行政系施設や学校教育施設等の公共建築物、下水道や道路等のインフラ施設などとなります。

図表2 計画の対象の公共施設等

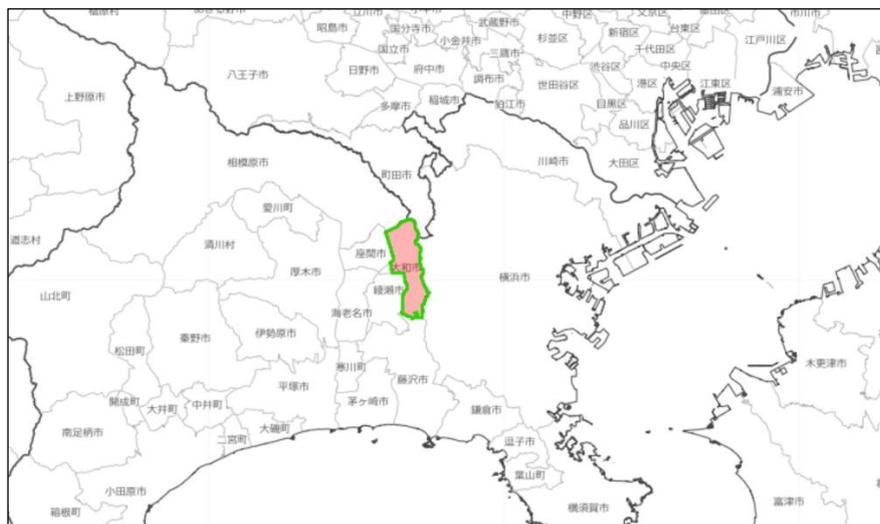
公共施設等	
公共建築物	行政系施設、学校教育施設、子育て支援施設、市民文化施設、社会教育施設、スポーツ・レクリエーション施設、医療・福祉施設、公営住宅、公園（建物のみ）など
インフラ施設	道路（舗装、道路附属物等）、橋りょう、下水道（水質管理センター含む）、準用河川など
公園	都市公園（総合公園、近隣公園など）、その他公園等（大規模緑地など）

## 5. 市の現況

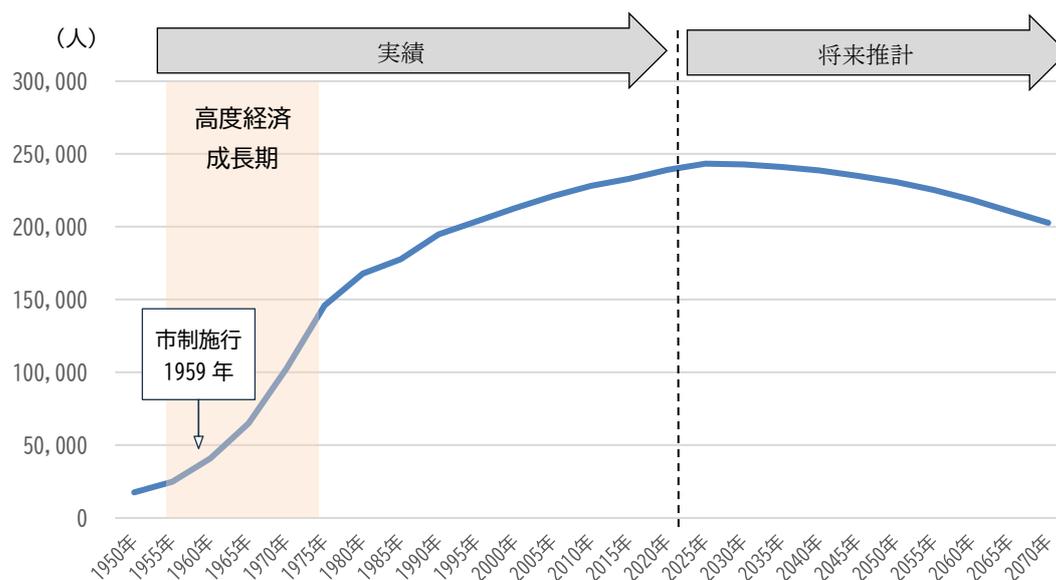
### (1) 地勢

- ・本市は神奈川県のおぼ中央に位置し、横浜市、相模原市、藤沢市、海老名市、座間市、綾瀬市、東京都町田市に隣接しています。
- ・都心から 40 km圏内にあって、3つの鉄道が東西南北に走り、東京へ1時間弱、横浜へ20分ほどでアクセスできる地域に存在します。
- ・また、道路交通網も充実しており、国道16号、246号、467号のほか県道4線が縦横に走り、東名高速道路横浜町田インターチェンジにも近いなど、交通の利便性に恵まれています。

図表3 大和市と近隣市等



図表4 大和市の人口の移り変わり



## Ⅱ. 公共施設等の現状及び将来の見通し

### 1. 公共施設等の現状と課題

#### (1) 大和市が保有する主な公共施設等の状況

##### ①公共建築物の保有状況と老朽化の状況

###### (ア) 公共建築物

- ・令和7年4月1日時点で本市が保有する公共建築物は、131施設、284棟です。
- ・施設分類ごとに棟数、延床面積を比較すると、どちらも学校教育施設の割合が高くなっています。
- ・また、施設整備から30年以上が経過している棟数は約73%にのぼっています。

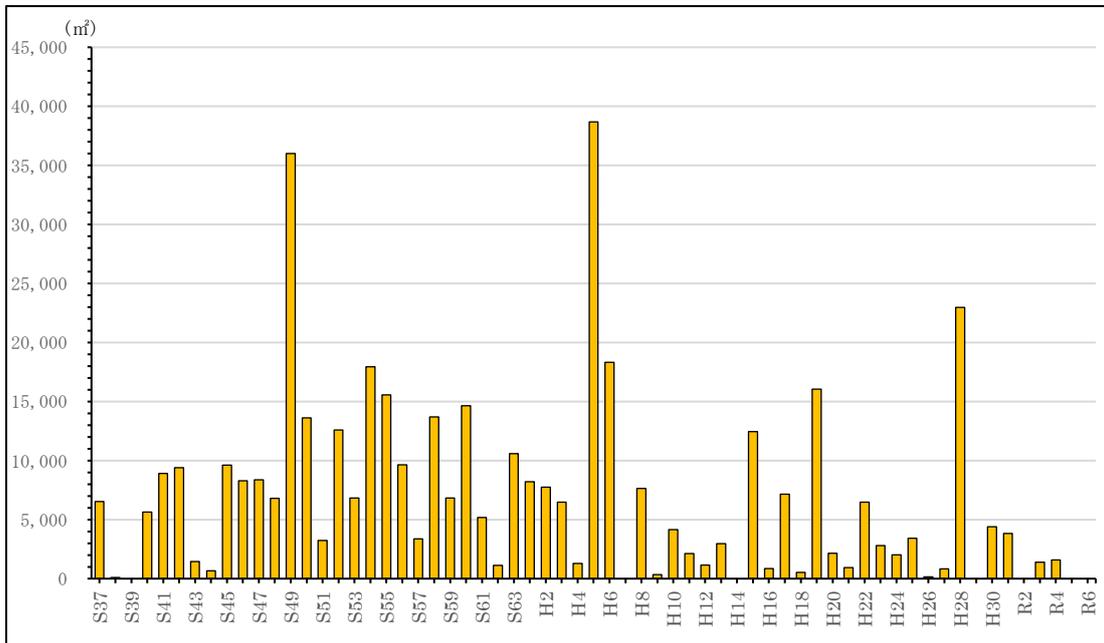
図表5 施設分類別の施設数と延床面積

施設分類	具体的な施設	施設数	棟数	延床面積 (㎡)
行政系施設	庁舎・分庁舎等	5	8	21,841.21
	消防署等	23	28	9,140.25
学校教育施設	小学校	19	100	123,047.90
	中学校	9	44	83,597.19
	その他(学校給食共同調理場など)	5	5	5,871.57
子育て支援施設	保育所	4	4	3,020.55
	児童館(単独館)	2	2	345.26
	その他(病児保育室など)	2	2	215.58
市民文化施設	コミュニティセンター	20	20	10,517.01
	その他(大和市郷土民家園など)	4	5	1,088.18
社会教育施設	学習センター、 文化創造拠点シリウスなど	4	4	30,329.67
スポーツ・ レクリエーション施設	大和スポーツセンターなど	11	13	17,390.10
医療・福祉施設	市立病院	1	2	27,110.98
	その他(地域医療センターなど)	5	6	14,013.71
公営住宅		6	20	39,037.75
公園(建物のみ)		8	15	14,589.48
その他	環境管理センター、防災倉庫など	3	6	24,445.10
合計		131	284	425,601.49

図表 6 施設分類別の棟数と延床面積の割合

施設分類	棟 数		延床面積	
	棟数 (棟)	割合 (%)	延床面積 (㎡)	割合 (%)
行政系施設	36	12.7	30,981.46	7.3
学校教育施設	149	52.5	212,516.66	49.9
子育て支援施設	8	2.8	3,581.39	0.8
市民文化施設	25	8.8	11,605.19	2.7
社会教育施設	4	1.4	30,329.67	7.1
スポーツ・レクリエーション施設	13	4.6	17,390.10	4.1
医療・福祉施設	8	2.8	41,124.69	9.7
公営住宅	20	7.0	39,037.75	9.2
公園（建物のみ）	15	5.3	14,589.48	3.4
その他	6	2.1	24,445.10	5.7
合計	284	100	425,601.49	100

図表 7 公共建築物の年度別の整備状況（延床面積）

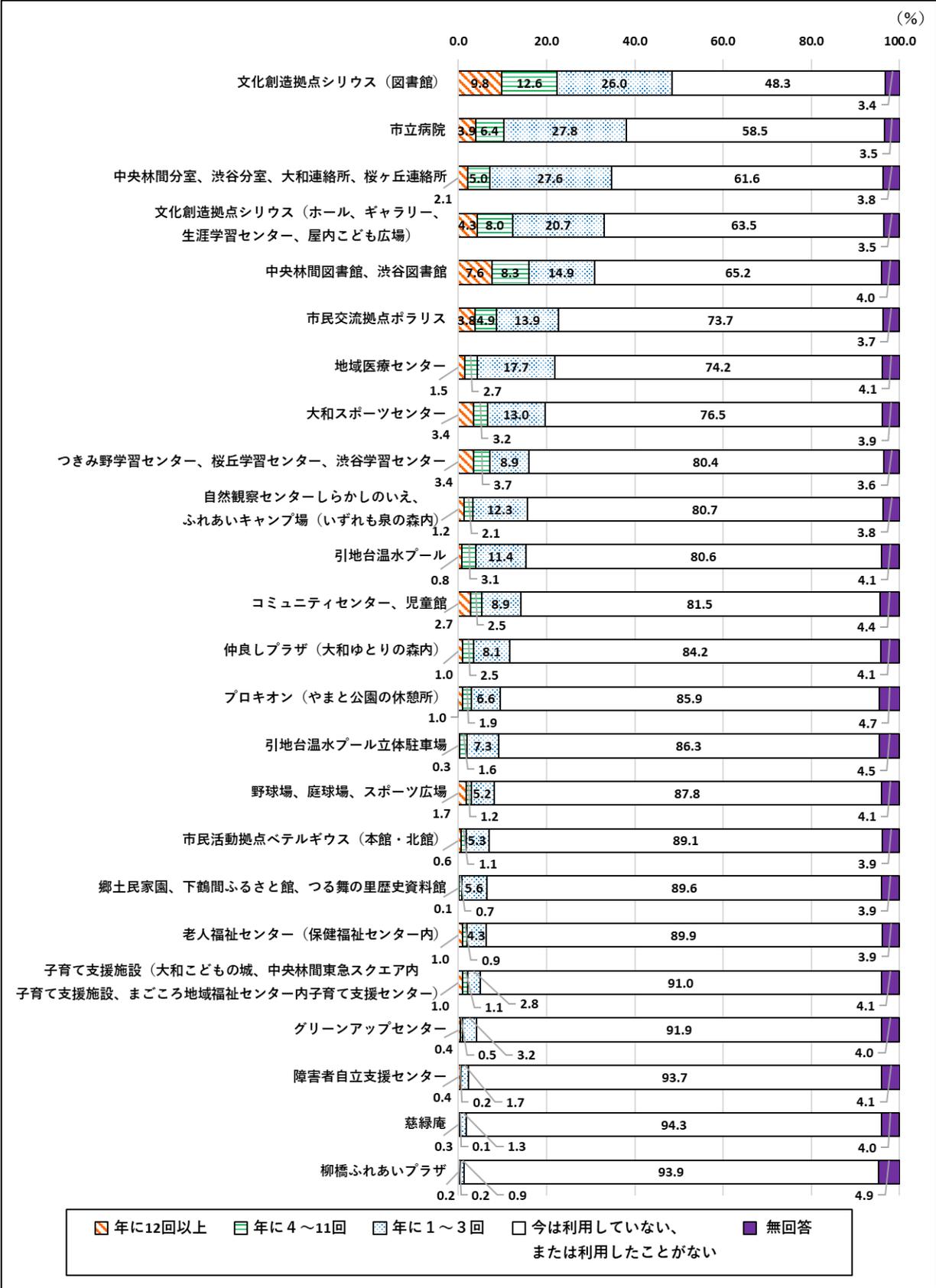


図表 8 公共建築物の老朽化の状況（整備後経過年数の割合）

施設分類	棟数 (棟)	割合 (%)	延床面積 (㎡)	割合 (%)
1年以上 30年未満	77	27.1	108,254.83	25.4
30年以上 50年未満	136	47.9	201,986.48	47.5
50年以上	71	25.0	115,360.18	27.1

Ⅱ. 公共施設等の現状及び将来の見通し

図表9 令和7年度大和市政世論調査における公共建築物の利用状況



※調査対象者：無作為に抽出した満 16 歳以上の市内在住者（外国籍を含む）7,000 人

調査方法：郵送で配布し、郵送で回収または Web フォームから回答

調査期間：令和 7 年 7 月 14 日（月）～28 日（月）

回収数：2,612 件（郵送 1,681 件、Web 931 件）

回収率：37.3%（郵送 24.0%、Web 13.3%）

※性年代の構成をもとにウエイトバック集計を行い、母集団の割合と同様になるように補正しています。

施設を機能で分け、一部については複数の施設をまとめて利用状況を確認したため、一概には言えませんが、「今は利用していない、または利用したことがない」と回答した人が 80%を超える項目も多くあり、施設やその性質の違いによって、多くの方に定期的に使われているものと、そうではないものがあることが分かります。

②インフラ施設の保有状況と老朽化の状況

(ア)道路（舗装、道路附属物\*、道路構造物\*等）

- ・令和7年4月1日時点で本市が管理する認定道路（橋りょうを含む）は、総延長約565kmです。橋りょうを除く認定道路は3,653本、総延長約563km、舗装率は約89%となっています。
- ・また、道路に関連する施設として、道路附属物（照明灯等2,012基、横断歩道橋4箇所など）や道路構造物（大型カルバート\*1箇所など）があります。

図表10 道路の路線数等

	路線数(路線)	延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)
幹線道路	44	57,197.04	57,197.04	100
その他道路	3,571	497,473.02	434,533.74	87.35
独立専用自歩道	38	9,870.47	—	—
計	3,653	564,540.53	491,730.78	88.65%※

※舗装率の算出にあたっては、独立専用自歩道は除いています。

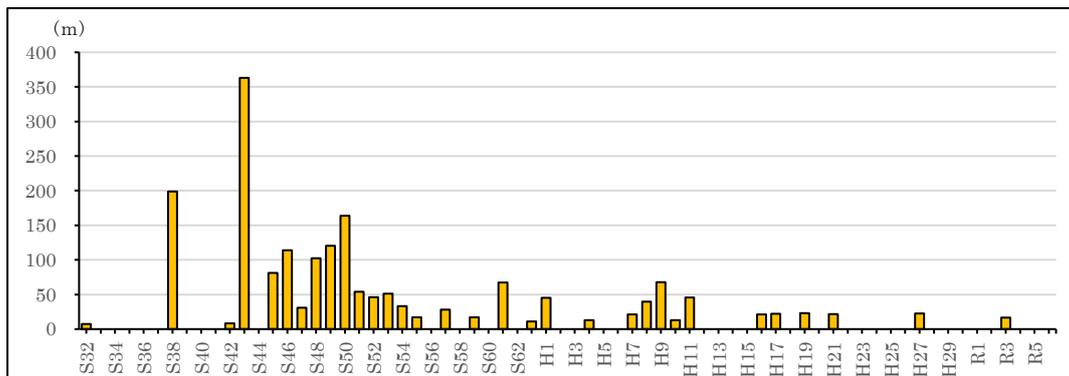
(イ)橋りょう

- ・本市が管理する橋りょうは、令和7年4月1日時点で91橋あり、総延長は約1.9kmです。また、整備後30年以上経過している橋数は、約80%です。

図表11 橋りょうの数量等

	橋数(橋)	整備延長(m)
橋りょう	91	1,940.35

図表12 橋りょうの年度別の整備延長



図表13 橋りょうの老朽化の状況（整備後経過年数の割合）

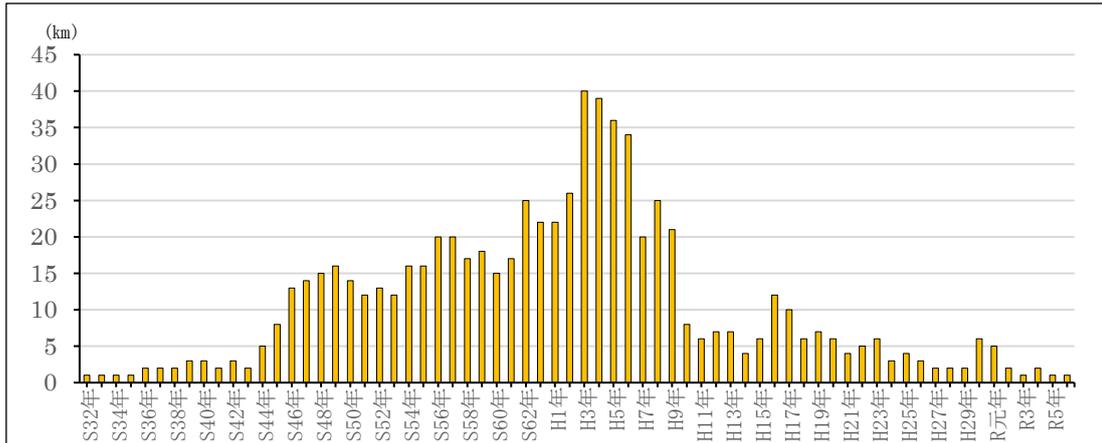
	橋数		整備延長	
	橋数(橋)	割合(%)	整備延長(m)	割合(%)
1年以上30年未満	12	13.2	293.2	15.1
30年以上50年未満	25	27.5	404.7	20.9
50年以上	48	52.7	1191.0	61.4

※整備年度が不明な橋りょうがあるため、合計が100%になりません。

(ウ) 下水道（管きよ）

- ・本市が保有する下水道(管きよ)は、令和7年4月1日時点で、整備延長約722 kmです。
- ・整備後30年以上が経過している管きよは、約76%です。

図表14 下水道管の年度別の整備延長



図表15 下水道(管きよ)の老朽化の状況（整備後経過年数の割合）

	整備延長(km)	割合(%)
1年以上30年未満	174	24.1
30年以上50年未満	440	60.9
50年以上	108	15.0

(エ) 下水道（水質管理センター）

- ・本市の水質管理センターは、北部浄化センター、中部浄化センター、中部浄化センター分場（市の南部地区の汚水を中部浄化センターへ圧送する施設）があり、施設の概要は次の通りです。
- ・中部浄化センターは昭和44年4月、北部浄化センターは昭和63年12月、中部浄化センター分場は平成3年8月に、それぞれ供用を開始しています。

図表16 水質管理センターの施設概要

施設	形式等	処理能力等	数量	延床面積
中部浄化センター	活性汚泥法	59,000 m <sup>3</sup> /日	1箇所	29,880 m <sup>2</sup>
北部浄化センター		44,000 m <sup>3</sup> /日	1箇所	3,391 m <sup>2</sup>
中部浄化センター分場	—	—	1箇所	

(オ) 準用河川

- ・本市が管理する準用河川は、引地川の県道丸子中山茅ヶ崎線より上流 4.46 km です（下流は二級河川として神奈川県が管理）。
- ・昭和 50 年 11 月に準用河川の指定を受けて以降、市が管理を行っており、降雨対策として河川改修を実施しています（一部区間の護岸整備は昭和 50 年以前に行われており、詳細な年度は不明）。

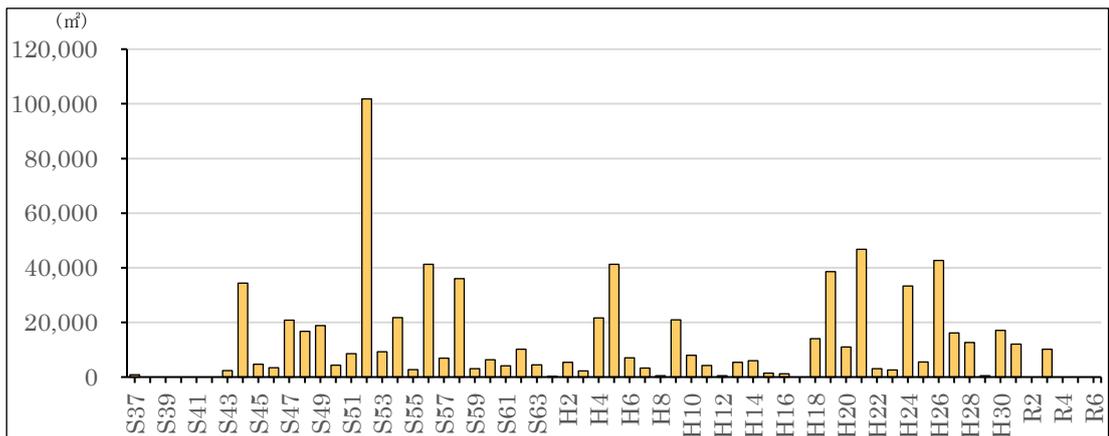
③公園の保有状況と老朽化の状況

- ・本市が保有する公園は、令和 7 年 4 月 1 日時点で 287 箇所、約 166 万㎡です。内訳をみると、総合公園や街区公園などの「都市公園※」が 246 箇所、約 83 万㎡、緑地などの「その他公園等」が 41 箇所、約 84 万㎡となっています。
- ・都市公園について、整備後 30 年以上経過している公園数は約 68%です。

図表 1 7 都市公園の状況

種別	箇所数	面積 (㎡)
総合公園	2	277,488.29
近隣公園	5	79,855.59
街区公園	233	310,416.28
都市緑地	5	150,918.55
都市林	1	7,107.48
計	246	825,786.19

図表 1 8 都市公園の年度別の整備面積



図表 1 9 都市公園の老朽化の状況（整備後経過年数の割合）

	都市公園の数		都市公園の面積	
	公園 (箇所)	割合 (%)	面積 (㎡)	割合 (%)
1 年以上～30 年未満	66	26.8	314,182.27	38.0
30 年以上 50 年未満	113	45.9	337,425.03	40.9
50 年以上	55	22.4	106,492.31	12.9

※整備年度が不明な都市公園があるため、合計が 100% になりません。

(2) 大和市における公共施設等の概要

- ・昭和34年の市制施行時に4万人程度であった本市の人口は、現在、24万人を上回っています。この間、人口増加に対応しながら良質な市民生活の環境を確保すべく、公共建築物のほか、道路や下水道といったインフラ施設の整備を進めてきました。
- ・特に人口増加の著しかった昭和30年代後半から平成初期にかけては、集中的に整備を行ってきたこともあり、市が保有する施設は築30年以上を経過したものが多くを占めています。

図表2-0 大和市の保有する主な公共施設等の概要

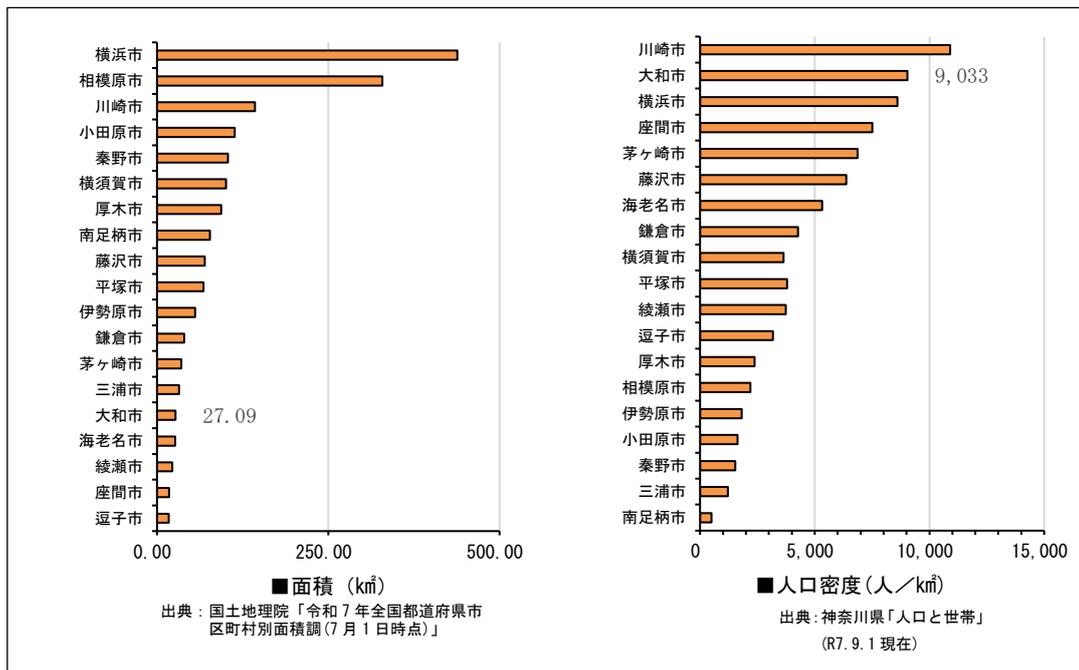
施設の種類	総量	整備から令和7年度末までの経過期間			
		30年未満	30年以上 50年未満	50年以上	
公共建築物	131施設 284棟	27.1%	47.9%	25.0%	
インフラ施設	認定道路 (橋りょうを除く)	約563km	—	—	—
	橋りょう	91橋	13.2%	27.5%	52.7%
	下水道	約722km	24.1%	60.9%	15.0%
	準用河川	4.46km	—	—	—
公園 ( )内は都市公園のみ	287箇所 (246箇所)	— (26.8%)	— (45.9%)	— (22.4%)	

※令和7年4月1日時点で市が保有する施設をまとめたものです。

※橋りょう、都市公園は整備年度が不明な施設があるため、合計が100%になりません。

- ・また、大和市は交通の利便性が高いことなどを背景に都市化が進み、神奈川県内でも2番目に人口密度が高くなっています。コンパクトな市域であることが、効率的な公共施設の配置に寄与していると捉えられます。

図表2-1 市域の面積と人口密度の都市間比較





### (3) これまでに実施した対策の実績

- ・本計画の策定後（平成 28 年度以降）、各個別施設計画に基づき、施設の長寿命化対策等を進めています。

図表 2 3 対策の事例

	事例 1	事例 2
実施内容	市立中学校の大規模改修	ごみ焼却施設の延命化工事
実施期間	令和 2 年度～令和 4 年度	令和元年度～令和 5 年度
費用	1,492,041 千円	5,878,896 千円
効果	大規模改修の実施により、建て替えまでの期間を 15 年程度延伸	延命化工事により、ごみ焼却施設の供用年数を 15 年延長

### (4) 施設保有量の推移

- ・本計画策定後（平成 28 年度）から令和 6 年度末までの公共建築物の保有量の推移は、旧青少年センターや、旧生涯学習センターなどを解体した一方、駅周辺における公共施設や新たな防災倉庫を整備しており、結果として、延床面積で約 20,900 m<sup>2</sup>の増加となっています。

### (5) 有形固定資産減価償却率の推移

- ・有形固定資産減価償却率は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合のことです。資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化することにより、保有する資産の経年の程度を把握することができることとされており、割合が高いほど老朽化が進んでいることとなります。

#### ①一般会計

- ・本市の一般会計における令和 5 年度の有形固定資産減価償却率は 61.6%となっています。神奈川県内自治体の平均は 62.5%であることから、本市の公共施設等の老朽化の進み具合は平均的な水準にあります。

図表 2 4 一般会計の有形固定資産減価償却率の推移

令和 2 年度	令和 5 年度
60.0%	61.6%

#### ②企業会計

- ・病院会計における令和 5 年度の有形固定資産減価償却率は 75.7%となっています。類似病院の平均は 57.3%となっており、平均を上回っています。

図表 2 5 病院会計の有形固定資産減価償却率の推移

令和 2 年度	令和 5 年度
72.7%	75.7%

- ・下水道会計における令和 5 年度の有形固定資産減価償却率は 15.9%と低い率ですが、この値は令和 2 年度に公営企業会計へ移行する前の減価償却累計額を含んでいません。公営企業会計への移行前の減価償却累計額を含めると、57.0%に達します。

図表 2 6 下水道会計の有形固定資産減価償却率の推移

令和 2 年度	令和 5 年度
4.12%	15.9%

## 2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し

### (1) 長期的な見通し（国立社会保障・人口問題研究所が発表している「日本の地域別将来推計人口※（令和5（2023）年推計）」）

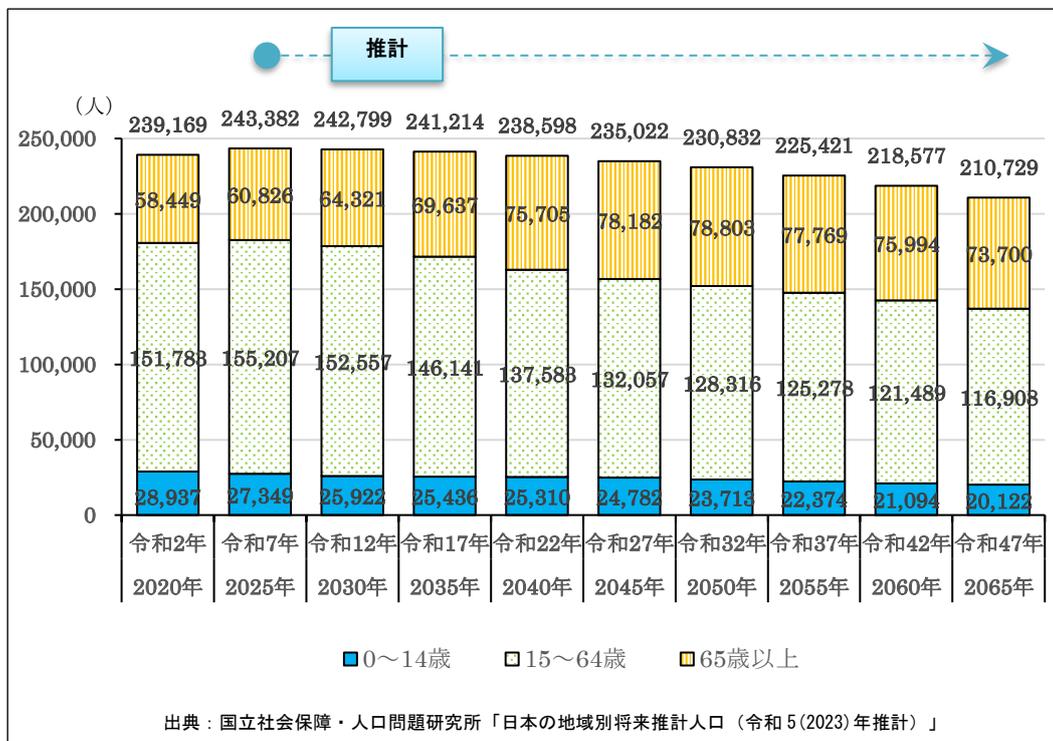
#### ①総人口の推移

- ・国立社会保障・人口問題研究所が発表している長期的な人口の見通しによると、本市の総人口は、令和7（2025）年頃をピークに減少へと転じ、その後、減少幅が年々大きくなっていきます。
- ・40年後の令和47（2065）年には、総人口は約21万1千人となり、令和7（2025）年と比較して約13.4%減少すると考えられています。

#### ②年齢3区分人口の推移

- ・年少人口（0～14歳）は年々減少していき、令和47（2065）年には約2万人となり、推計上のピークである令和7（2025）年と比較して約26.4%減少する見込みです。
- ・生産年齢人口（15～64歳）も年々減少していき、令和47（2065）年には約11万7千人となり、令和7（2025）年と比較して約24.7%減少する見込みです。
- ・一方、65歳以上人口はしばらく増加を続け、令和32（2050）年頃をピークに減少へと転じる見込みです。令和47（2065）年には約7万4千人となり、令和7（2025）年と比較して約21.2%多いと考えられています。

図表27 大和市の将来人口の推計（各年10月1日）

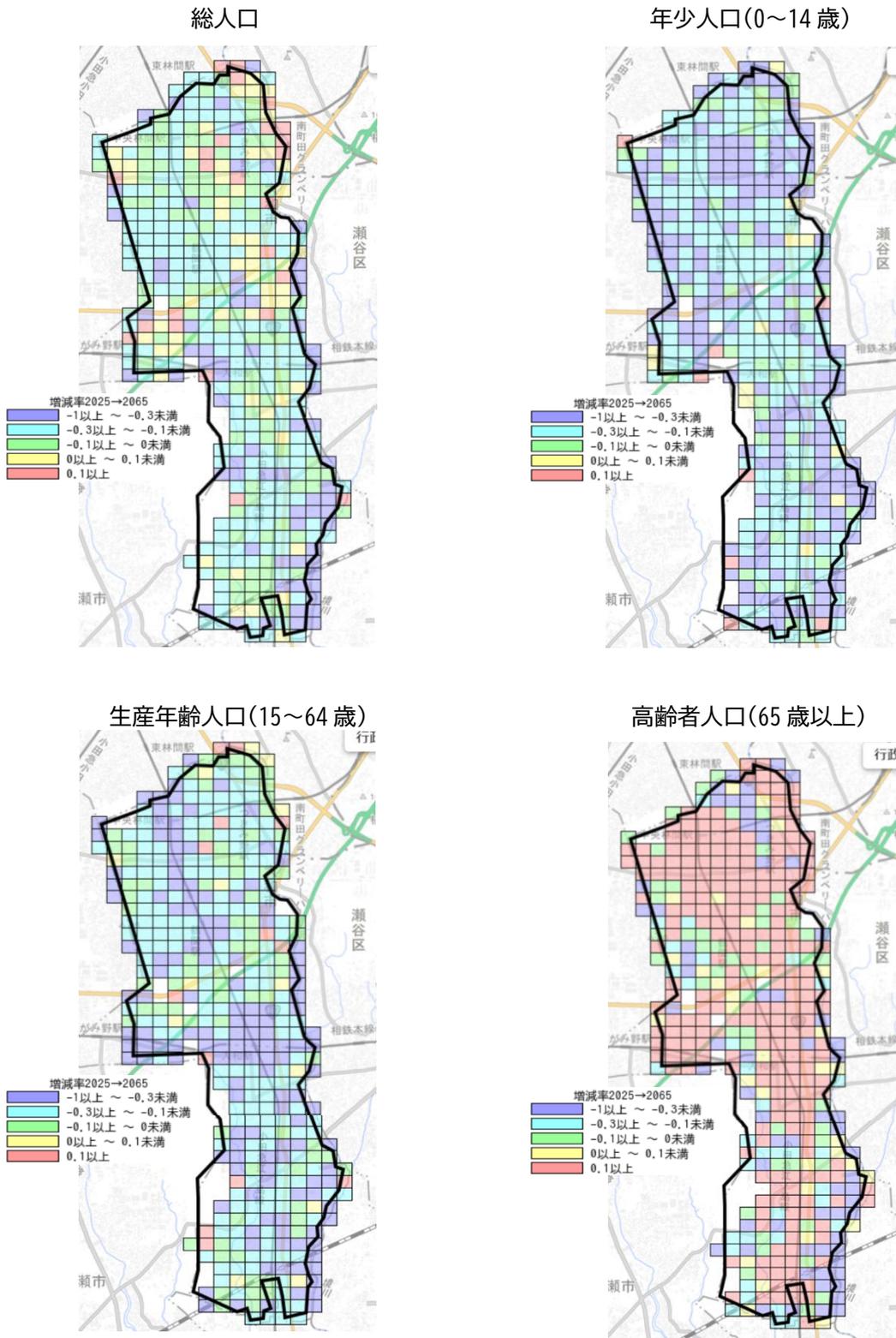


※国立社会保障・人口問題研究所の推計の推計最終年次である2050年より先は、内閣府提供のワークシートを用いて、各指標が2050年以降一定で推移すると仮定し、推計しています。

### ③市域内での推移

- ・次の図は①及び②で示した、推移を市域の250m四方メッシュに反映させたものです。
- ・総人口、年少人口、生産年齢人口では、鉄道駅から離れた地点などを中心に、減少を示すエリアが分布している傾向が読み取れます。

図表 2 8 市域内での人口増減率（2025→2065年）の予測



### 3. 公共施設等の更新や維持管理等に要する中長期的な経費の見込み、財政の見通し

#### (1) 施設の更新や維持管理に要する経費の見込み

- ・現状の公共施設等のすべてを今後も保有し続けた場合、各個別施設計画を基に推計した更新や維持管理等に要する経費の見込みは次のとおりです。

##### ①中期（10年）的な経費の見込み

- ・令和7年度から10年間に必要な経費の見込みは、施設を耐用年数経過時に単純更新する場合、総額で約1,338億円、年平均にすると約134億円となります。
- ・一方で、予防保全・長寿命化等の対策により、費用の縮減や平準化を図っていく場合には、総額で約934億円、年平均にすると約93億円（普通会計※分：約55億円、公営事業会計分：約39億円）となります。
- ・対策を実施していく場合は、単純更新の場合に比べ、総額で約404億円、年平均で約40億円の経費の縮減効果が見込まれます。
- ・現在、本市では、公共施設等の維持管理・修繕、改修、更新等に、年平均約76億円を要しています。

図表2-9 中期的（10年）な経費の見込み等の一覧

(千円)

		①維持管理・修繕	②改修	③更新等	④長寿命化等の対策を実施した場合 (①+②+③の合計)	⑤耐用年数経過時に単純更新した場合	⑥長寿命化等の効果額(④-⑤)	⑦現在要している費用 (R2～R6年度の平均)	財源見込み
普通会計	建築物(a)	13,957,251	25,084,317	2,396,000	41,437,568	81,671,568	▲ 40,234,000	4,237,936	一般財源 国庫補助 地方債 等
	インフラ施設(b)	2,462,076	10,216,683	383,943	13,062,702	13,532,054	▲ 469,352	783,042	
	計(a+b)	16,419,327	35,301,000	2,779,943	54,500,270	95,203,622	▲ 40,703,352	5,020,978	
公営事業 会計	建築物(c)	711,477	47,286	5,099,883	5,858,646	1,507,577	4,351,069	277,615	国庫補助 地方債 等
	インフラ施設(d)	6,726,410	3,634,268	22,695,143	33,055,821	37,056,971	▲ 4,001,150	2,251,636	
	計(c+d)	7,437,887	3,681,554	27,795,026	38,914,467	38,564,548	349,919	2,529,251	
合計(a+b+c+d)		23,857,214	38,982,554	30,574,969	93,414,737	133,768,170	▲ 40,353,433	7,550,229	

【備考】

建築物 : 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。  
 インフラ施設 : 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。

維持管理・修繕 : 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

改修 : 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

更新等 : 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

※改修や更新を進める際には、国や県の補助金・交付金等の活用が見込まれるため、本市のみで経費を負担していくものではありません。また、経費の今後の見通しは、各個別施設計画で見込んだ経費等を用いて算出したものであり、将来編成する予算等と直接的に連動するものではありません。

※試算には、令和7年4月1日時点で大和市が保有していないが、譲渡を受けることが見込まれる施設など、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含みます。

②長期（40年）的な経費の見込み

- ・令和7年度から40年間に必要な経費の見込みは、施設を耐用年数経過時に単純更新する場合、総額で約6,079億円、年平均にすると約152億円となります。
- ・一方で、予防保全・長寿命化等の対策により、費用の縮減や平準化を図っていく場合には、総額で約5,437億円、年平均にすると約136億円（普通会計分：約93億円、公営事業会計分：約43億円）となります。
- ・対策を実施していく場合は、単純更新の場合に比べ、総額で約642億円、年平均で約16億円の経費の縮減効果が見込まれます。

図表30 長期的（40年）な経費の見込み等の一覧

(千円)

		①維持管理・修繕	②改修	③更新等	④長寿命化等の対策を実施した場合 (①+②+③の合計)	⑤耐用年数経過時に単純更新した場合	⑥長寿命化等の効果額(④-⑤)	財源見込み
普通会計	建築物(a)	52,699,842	79,147,117	193,618,188	325,465,147	375,293,954	▲ 49,828,807	一般財源 国庫補助 地方債 等
	インフラ施設(b)	9,757,238	34,732,453	1,312,291	45,801,982	49,981,098	▲ 4,179,116	
	計(a+b)	62,457,080	113,879,570	194,930,479	371,267,129	425,275,052	▲ 54,007,923	
公営事業 会計	建築物(c)	2,806,636	94,572	37,261,980	40,163,188	34,446,073	5,717,115	国庫補助 地方債 等
	インフラ施設(d)	26,905,640	14,537,072	90,831,722	132,274,434	148,225,634	▲ 15,951,200	
	計(c+d)	29,712,276	14,631,644	128,093,702	172,437,622	182,671,707	▲ 10,234,085	
合計(a+b+c+d)		92,169,356	128,511,214	323,024,181	543,704,751	607,946,759	▲ 64,242,008	

【備考】 ※以下、10年間の経費の見込みと同じ内容です。  
**建築物** : 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。  
**インフラ施設** : 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。  
**維持管理・修繕** : 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。  
**改修** : 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。  
**更新等** : 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。  
 ※改修や更新を進める際には、国や県の補助金・交付金等の活用が見込まれるため、本市のみで経費を負担していくものではありません。また、経費の今後の見通しは、各個別施設計画で見込んだ経費等を用いて算出したものであり、将来編成する予算等と直接的に連動するものではありません。  
 ※試算には、令和7年4月1日時点で大和市が保有していないが、譲渡を受けることが見込まれる施設など、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含みます。

(2) 本市の財政状況

①歳入（普通会計）に関するこれまでの状況

- ・歳入総額は増減を繰り返しつつも、基本的には増加傾向にあり、令和6年度の歳入総額は、平成27年度と比較して約143億円の増となっています。令和2年度は歳入総額が1,000億円を超えましたが、これは新型コロナウイルス感染症対策として、国の経済対策が行われたことによる一時的なものです。
- ・大和市では人口の微増が継続しており、個人市民税等が概ね増収傾向となっていることから、この10年間、地方税収は増加基調にあります。

図表3-1 普通会計における歳入の経過 (千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般財源*	48,522,357	48,111,019	48,986,782	48,699,057	49,642,547
地方税	35,514,735	36,176,770	36,040,226	36,123,474	36,521,621
地方交付税*	1,307,232	1,223,745	983,168	1,138,471	1,292,998
その他	11,700,390	10,710,504	11,963,388	11,437,112	11,827,928
特定財源*	30,989,882	26,652,884	26,856,383	27,907,170	28,768,151
地方債	6,858,500	3,134,600	3,549,300	4,853,300	3,688,000
国庫支出金	15,649,368	14,904,174	14,877,286	14,314,674	14,894,173
都道府県支出金	4,560,769	4,767,262	4,628,737	4,761,758	5,216,263
その他	3,921,245	3,846,848	3,801,060	3,977,438	4,969,715
歳入合計	79,512,239	74,763,903	75,843,165	76,606,227	78,410,698

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般財源	52,048,096	53,061,942	55,341,713	57,464,447	60,672,503
地方税	36,920,159	36,638,738	37,803,993	38,592,150	38,321,558
地方交付税	1,216,540	2,776,968	2,674,067	2,683,320	3,399,257
その他	13,911,397	13,646,236	14,863,653	16,188,977	18,951,688
特定財源	53,782,800	40,011,017	36,257,931	32,120,463	33,145,258
地方債	3,283,900	4,629,700	4,536,700	3,573,400	2,404,700
国庫支出金	41,236,008	25,016,355	21,134,120	17,649,215	19,251,997
都道府県支出金	5,872,955	6,022,645	6,216,795	6,564,502	7,334,521
その他	3,389,937	4,342,317	4,370,316	4,333,346	4,154,040
歳入合計	105,830,896	93,072,959	91,599,644	89,584,910	93,817,761

②歳出（普通会計）に関するこれまでの状況

- ・歳出についても、歳入と同様に増加傾向にあります。
- ・性質別にみると、義務的経費のうち、扶助費<sup>\*</sup>の伸びが大きくなっており、令和6年度の扶助費は、平成27年度と比較して約1.7倍となっています。これは保育所関連経費の増加などが影響しています。
- ・また、過去10年間に維持補修費及び投資的経費<sup>\*</sup>に充てた費用の平均は、1年あたり80億円近くとなり、公共施設等に関する経費は、歳出において一定の割合を占めています。近年はやや減少傾向にあります。

図表3-2 普通会計における歳出の経過

(千円)

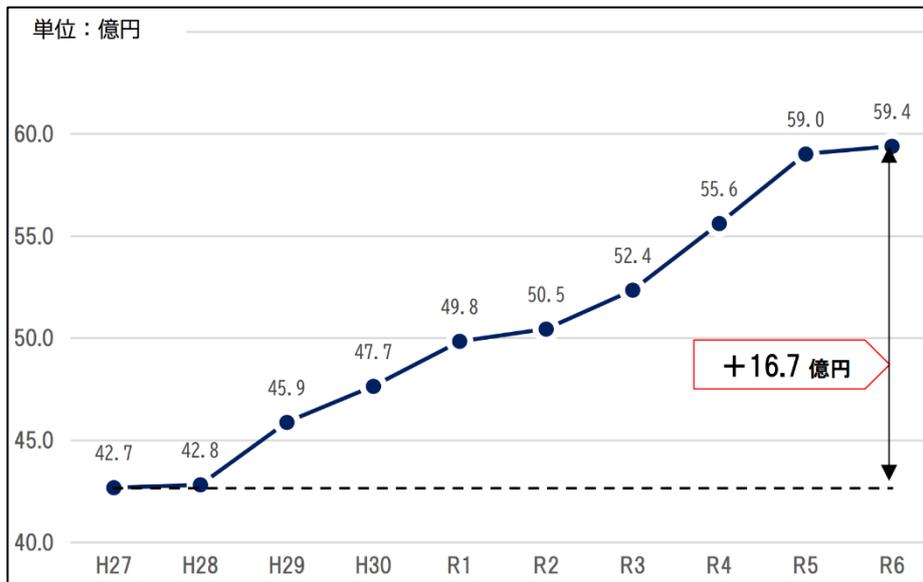
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
義務的経費	37,138,263	37,826,000	38,967,646	39,243,548	41,023,233
人件費	12,040,782	11,695,647	11,695,299	11,538,663	11,672,514
扶助費	20,829,413	21,848,258	22,683,787	22,939,477	24,365,949
公債費	4,268,068	4,282,095	4,588,560	4,765,408	4,984,770
物件費	10,425,216	12,064,331	12,161,435	12,540,696	13,233,532
維持補修費	943,352	726,286	503,006	481,901	510,439
補助費等	4,336,392	4,283,956	4,641,263	4,874,144	4,654,669
投資的経費	14,203,231	7,410,651	7,378,010	8,394,890	6,221,104
積立金・投資及び出資金・貸付金	1,233,746	1,224,089	1,234,724	1,224,503	2,239,671
繰出金	8,151,622	8,198,781	8,286,103	7,621,307	8,101,338
歳出合計	76,431,822	71,734,094	73,172,187	74,380,989	75,983,986

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
義務的経費	43,916,101	49,523,913	47,667,711	50,141,647	54,551,801
人件費	12,797,347	12,494,271	12,703,378	12,652,833	14,016,207
扶助費	26,072,955	31,794,422	29,402,926	31,585,996	34,595,527
公債費	5,045,799	5,235,220	5,561,407	5,902,818	5,940,067
物件費	14,111,738	14,762,602	15,504,837	14,151,991	15,033,085
維持補修費	515,557	404,262	409,277	448,805	548,029
補助費等	30,492,577	7,022,481	8,043,579	7,829,565	7,225,700
投資的経費	5,246,728	8,162,289	7,637,218	5,351,665	4,136,372
積立金・投資及び出資金・貸付金	1,252,141	1,274,341	1,266,345	1,404,824	1,467,178
繰出金	6,587,911	6,972,296	7,344,395	7,952,021	7,658,396
歳出合計	102,122,753	88,122,184	87,873,362	87,280,518	90,620,561

### ③公債費の推移

- ・公債費とは、市の借金である市債を返済するための支出のことで、義務的経費の中で最も裁量がない支出といえます。建設事業など、将来にわたって市民がその恩恵を受けるものについては、市債を借り入れて支払いをし、後年度にわたってその市債を返済することで、現在の市民と将来の市民との間で、負担の公平性を図ることができます。
- ・公債費は、市債を借り入れた時点で返済計画が確定します。そのため、将来にわたって、どれだけの負担が生じるかをあらかじめ把握することができます。
- ・公債費は平成 20 年代、おおむね 40 億円台で推移していましたが、平成 26～28 年度に実施したシリウス建設に伴い多額の借入が発生したことなどから、増加傾向に転じました。

図表 3 3 公債費の推移

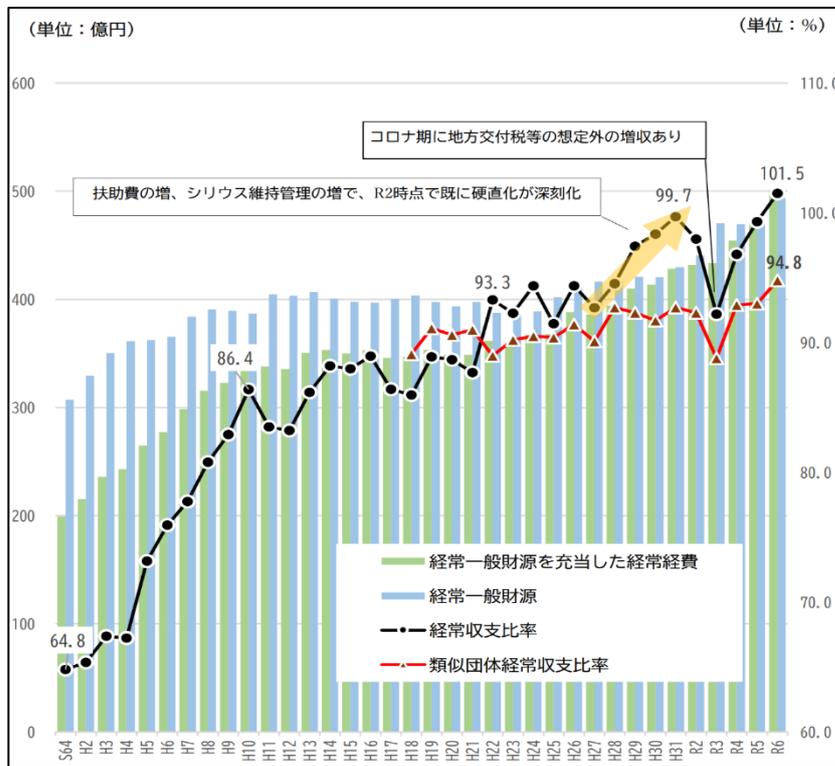


(出典：財政健全化ビジョン)

#### ④ 経常収支比率の推移

- ・ 経常収支比率とは、毎年入ってくる自由に使えるお金のうち、毎年必ず支出しなければいけないお金の割合を示す指標です。この数値が高いと財政の弾力性が低く、突発的な財政需要に対応できない状態になります。
- ・ 本市の経常収支比率は、扶助費の増などを理由に平成 20 年代に上昇し、令和元年度には 99.7%に達しています。コロナ禍には、地方交付税等が多く交付されたことにより一時的に下降しましたが、歳出構造に変化はなかったことから令和 6 年度に経常収支比率が 100%を超えました。
- ・ 本市は、経常収支比率が高い状況が続いており、財政が硬直化していることから、公共施設等の更新・改修などの投資的経費の確保が難しい状態となっています。

図表 3 4 経常収支比率の推移



(出典：財政健全化ビジョン)

#### ⑤ 公共施設等の改修費用などの財源の見込み

- ・ 公共施設等の予防保全によるトータルコストの削減を進めるためには、市が現在進めている財政健全化の取組と整合を図りながら、中長期的な視点で改修等の費用の財源を確保していく必要があります。
- ・ 改修や更新等に必要となる財源を確保するために、国庫補助金等を積極的に活用していくほか、応分の負担となるよう施設使用料を定期的に見直し適正化を図るとともに、施設整備基金（令和 8 年 4 月にまちづくり基金から名称変更）への積み立てを検討するなど、効果的な方法を追求していきます。

### Ⅲ. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### 1. 現状や課題に関する基本認識、公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 現状と課題、今後の見通し

- ・国立社会保障・人口問題研究所の長期的な推計によると、本市の総人口は令和7年頃をピークに減少していき、40年間で約13.4%減少すると見込まれます。年齢構成をみると、税負担の中心となる生産年齢人口は40年間で約24.7%減少する一方で、65歳以上の人口は約21.2%増加する予測となっており、高齢化の進展により扶助費のさらなる増大が見込まれることから、公共施設等に投じられる経費の財源確保はより一層難しくなることが想定されます。
- ・そのような点は、総務省の自治体戦略2040構想研究会による報告においても、生産年齢人口の減少による税収への影響、人口構造の変化が地方財政に与える影響として、社会保障に係る経費や、老朽化した公共施設・インフラの更新に要する費用の増大として指摘されています。
- ・現在、本市では、公共施設等の改修や維持管理等について、年平均約76億円を要していますが、本市で保有している公共施設等の多くが、急激に人口が増加した昭和30年代から昭和50年代にかけて整備したもので、老朽化が進行していることから、今後の施設維持管理や更新等に係る費用は、これまで以上に増大していく想定となります。
- ・現状の公共施設等の全てを、今後40年間ににおいても保有し続けた場合、年平均で約136億円の費用が必要となりますが、その規模になると、現状では財源確保の見通しが立たないのが実状です。

##### (2) これからの(2040年以降を見据えた)方向性

###### ①公共建築物保有量・総量の縮減

- ・(1)で述べた見通しを踏まえると、市が保有してきた公共施設等の全てを今までと同様に将来にわたって適切に維持していくことは、現実的な対応とは言えません。
- ・そのため、より少ない経営資源(人員や財源)で、市民の暮らしに必要な性の高いサービスを着実に提供できる、そして、将来世代に負担を残すことのない、大和市にとって理想的な公共施設等の在り方を追求していく必要があります。
- ・公共建築物は、施設の性質のほか、建設当初と比べた利用状況や役割の変化など、様々な要素から必要性等についての総合的な検証を行い、施設数と総延床面積の縮減を図っていきます。
- ・複合化や集約化を伴わない公共建築物の新設は原則停止とします。
- ・複合化や多機能化、集約化、施設の廃止など、公共建築物の適正化をより踏み込んで押し進めていく新たな計画(仮称:市有施設再配置計画)を、数年以内にスピード感を持って策定していくこととします。

## ②整備の更新経費等の抑制・トータルコストの縮減

- ・更新等に当たっては、1つの機能で1施設の設置・整備ありきではなく、複数機能の集約化や、行政関与の妥当性が低い機能の見直し、複数自治体による相互利用などを検討し、効率化を図る中で経費を抑制していきます。
- ・施設の改修や更新等を行う際は、標準的な仕様を第一に検討することや、施設管理や設備の改修などを進めやすい配置や構造を追求し費用の抑制に努めながら、施設の転用や複合化にも対応しやすくなるよう取り組みます。
- ・公共建築物、インフラ施設ともに、長期的なスパンで捉えた際の維持管理や更新等に係る経費を縮減できるよう、事後保全型から予防保全型への対応を拡大し、できる限りの施設の長寿命化に取り組んでいきます。
- ・効率的かつ効果的な施設の運営、整備を図る観点から、PPP\*やPFI\*をはじめとする民間事業者の活用についても併せて検討を行い、様々な手法の中からコストの縮減に通じるものを基本として選択していきます。

## ③まちづくりとの調和

- ・公共建築物に関する再配置等の検討を進める際には、都市計画マスタープランや立地適正化計画\*に定める都市機能誘導区域の方針に沿って調和を図っていきます。
- ・インフラ施設のストック量については、人口減少期に移行したとしても、常時的に使用されるものであり、また、市内在住者に限らず、市域内における社会経済活動に供されるものであることから、市の人口規模に合わせて総量を即座に縮小していくことは困難です。当面の間は、現状の総量維持を基本としつつ、大和市立地適正化計画等の考え方に沿って今後の人口の推移や分布状況等に応じ、集約化や効率的な配置を追求していきます。なお、必要な整備については、費用便益分析の上で投資効果の回収が見込まれるものに限り着手することを原則とします。

## ④広域連携

- ・周辺市等との広域による施設の共用化や相互利用、サービス連携などにより、施設の維持管理や財政負担の軽減が図れるよう取り組みます。

## ⑤施設使用料の適正化

- ・利用者負担を適正に求めるため、施設使用料について、定期的かつ的確に検証と見直しを行います。

## (3) 数値目標

- ・総人口の減少見込みを考慮し、40年後までに、公共建築物の総延床面積について少なくとも15%以上の削減を目指します。
- ・40年間の総人口の減少割合(13.4%)に合わせて総延床面積を削減するだけでは、P.18～19の中長期的な経費の見込みを満たすのに必要な財源は確保できません。そのため、総延床面積15%削減は最低限の目標とし、さらなる削減を目指しながら、その他の手法も組み合わせることで、必要な財源を確保できるように取り組みます。

#### (4) 公共施設等の管理に係る方針

##### ①点検・診断

- ・公共施設等を適正に維持管理・更新していくためには、各施設の状態を把握することが重要であることから、必要な点検等を適切に実施していきます。
- ・また、点検・診断等のデータを蓄積し、長寿命化対策等に活用していきます。

##### ②維持管理・修繕・更新等

- ・将来的な維持管理・修繕コストの削減、平準化に向け、点検・診断等の結果を踏まえながら、予防的な修繕等を検討し、実施に努めていきます。
- ・施設の更新を行う際には、規模の適正化をはじめ、機能の複合化、集約化、PPP や PFI の活用等、将来的な維持管理コストも考慮しながら幅広く検討します。

##### ③安全確保

- ・点検・診断等により危険な箇所が確認された場合には、優先的に修繕を実施し、施設利用者の安全確保に努めます。

##### ④耐震化

- ・公共建築物については、令和7年4月時点で、全ての施設が新耐震基準を満たしている状況です。今後も法改正などを注視していきます。
- ・インフラ施設については、設備の更新等にあわせて、順次、必要な耐震改修を実施していきます。

##### ⑤長寿命化

- ・各施設において、個別に長寿命化の計画を策定したうえで、取組を推進していきます。

##### ⑥ユニバーサルデザイン化

- ・市民が利用する公共施設等においては、改修や更新等の際に、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう努めていきます。

##### ⑦脱炭素化

- ・本市は令和4年4月に、「大和市気候非常事態」を宣言するとともに、「大和市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。同計画と「政府実行計画」（令和7年2月改定）を踏まえ、再生可能エネルギー電力の導入や ZEB\*化、照明の LED 化など、脱炭素化に向けた取組を推進します。

##### ⑧統合・廃止

- ・施設の大規模改修や更新等を具体的に検討する際には、少子高齢化や人口減少に伴う施設の利用状況、利用形態の変化を踏まえ、統合や廃止等についても検討していきます。

## 2. 公共施設等を効率的に運用し、持続可能なかたちで将来世代へ引き継ぐために

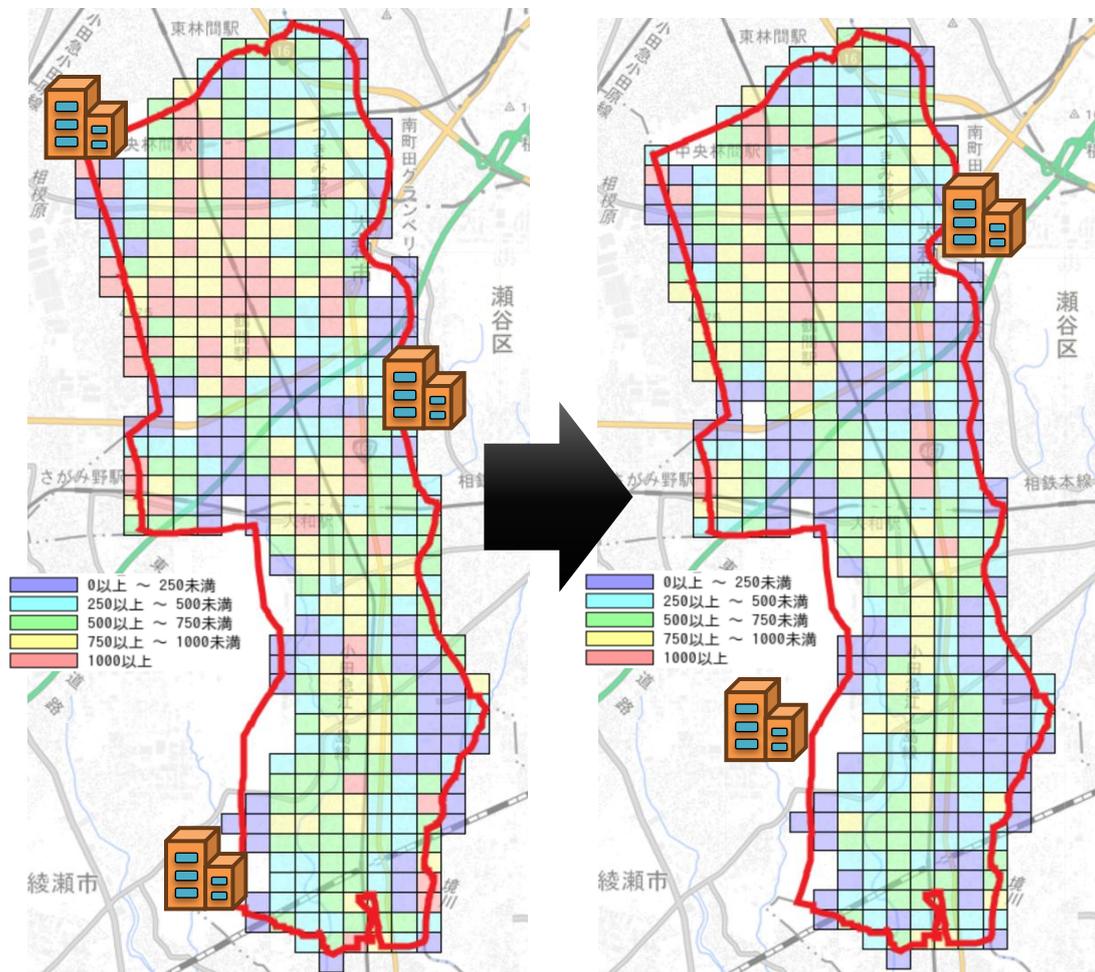
### (1) 実現に向けた考え方と要素

～施設（ハコ・モノ）視点から、機能（コト・サービス）視点へ

#### ①市域内の施設分布・人口分布の状況を踏まえた検討

- ・本市には、基本的に徒歩でのアクセスが可能ないように整備されてきた学校施設、拠点的な駅の至近にある図書館など、施設の性質に応じ公共建築物が市域に配置されています。
- ・市全体では、今後の40年間で総人口は13.4%減少する見込みですが、その推移と傾向のほか、地域ごとの動向等を見定め、暮らしへの影響や施設利用者への負担を最小限に抑えられるよう適正な施設規模と配置を検証していきます。

図表35 人口分布の変化の予測



2020年の人口分布  
総務省「国勢調査」2020年

2065年の人口分布の見通し  
国立社会保障・人口問題研究所  
「日本の地域別将来人口」2065年

## ②施設の機能役割の変化

- ・現在市が保有している公共建築物 131 施設のうち、市の条例・規則等で設置することを定めているのは 114 施設です。
- ・国の法令や県の条例等による施設設置義務がある施設は 52 施設です。残りの施設の中には、市の裁量で定めた設置目的を長い間変更していないものも多くあります。

図表 3 6 市が保有している公共建築物に関わる設置条例・規則等

設置条例・規則等の名称	制定年月日	該当施設数	国の法令等による施設設置義務
大和市の事務所の位置を定める条例	昭和34年3月27日	1	有り
大和市教育研究所設置条例	昭和41年3月28日	1	無し
大和市役所連絡所設置規則	昭和49年3月28日	2	無し
大和市青少年センター条例	平成8年3月29日	1	無し
大和市青少年相談室設置条例	昭和44年3月29日	1	無し
大和市消防本部及び消防署の設置等に関する条例	昭和38年12月21日	1	有り
大和市防災指導センター設置条例	昭和63年9月29日	1	無し
大和市消防署の組織等に関する規程	昭和41年6月30日	4	有り
大和市消防団の設置に関する条例、 大和市消防団の組織等に関する規則	昭和41年3月28日、 昭和46年4月1日	17	有り
大和市立の学校設置に関する条例	昭和39年4月1日	28	有り
大和市特別支援教育センター条例	平成30年12月27日	1	無し
大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例	昭和48年3月26日	3	無し
大和市保育所設置条例	昭和43年	4	無し
大和市児童館条例	昭和44年6月25日	22	無し
大和市病児保育事業実施要綱	平成25年3月29日	1	無し
大和市コミュニティセンター設置条例	昭和54年3月26日	20	無し
大和市郷土民家園条例	平成6年3月28日	1	無し
大和市つる舞の里歴史資料館条例	平成10年6月29日	1	無し
大和市下鶴間ふるさと館条例	平成17年12月27日	1	無し
大和市生涯学習センター条例	昭和44年6月25日	4	無し
大和市立図書館条例	昭和31年11月29日	1	無し
やまと芸術文化ホール条例	平成26年6月30日	1	無し
大和市屋内こども広場条例	平成26年6月30日	1	無し
大和市スポーツ施設設置条例	昭和61年9月27日	5	無し
大和市都市公園条例	明治33年1月0日	3	無し
大和市病院事業の設置等に関する条例	昭和41年12月20日	1	無し
大和市保健福祉センター条例	昭和62年12月26日	1	無し
大和市福祉事務所設置条例	昭和33年12月20日	1	有り
大和市地域医療センター条例	平成18年12月27日	1	無し
大和市まごころ地域福祉センター条例	平成13年6月29日	1	無し
大和市障害福祉センター松風園条例	昭和52年3月28日	1	無し
大和市障害者自立支援センター条例	平成17年6月29日	1	無し
大和市市営住宅条例	平成9年9月29日	6	無し
大和市営自動車駐車場条例	平成3年3月15日	1	無し
大和市事務分掌規則	昭和48年8月25日	2	無し
大和市柳橋ふれあいプラザ条例	平成5年12月24日	1	無し

※一部の施設は複数の条例・規則等に該当するため、表の該当施設数の合計は上記と一致しません。

- ・時代の変化とともに市民のライフスタイルや価値観、公共が果たす役割なども変化してきていることから、財源等に制約があるこれからの時代において、公共建築物により提供することが必要な行政サービスを見極め、1施設で1機能と限定することなく、効率的かつ効果的な施設と機能のベストミックスを検討していきます。

### ③利用実態・ニーズ量の変化

- ・施設利用者数が少なかったり、利用者に偏りがあつたりする場合には、1施設の利用者あたりの維持管理コストが割高となり効率性に課題があるほか、市全体で捉えたときの公平性の面からも是正していく必要があります。
- ・その点を考慮に入れたうえで、最適化を進めていきます。

### ④劣化度や老朽化度合

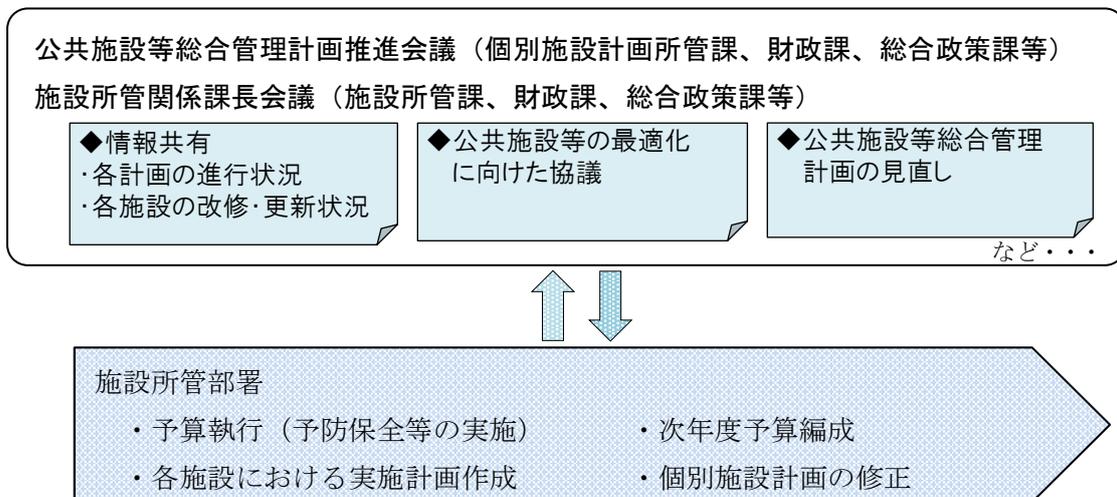
- ・公共建築物の複合化を検討する際は、老朽化が最も進んでいない施設で、必要なサービス・機能を確保することを基本としますが、これまでの維持管理や状態によって現況が異なることに加え、①～③を踏まえた検証など、総合的な判断を行っていく必要があります。このことから、必ずしも最も老朽化した施設から廃止等を検討する方針を示しているものではありません。

### 3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策、フォローアップの実施方針

#### (1) 取組体制とPDC Aサイクルの推進方針

- ・今後一層進む少子高齢化や、将来的な人口減少下では、行財政運営はさらに厳しいものになると想定されます。限りある公共施設という資産を最大限有効活用すること、そして、集約化や効率化を図るためには、市が保有する施設を資産として包括的に捉えたうえで、マネジメントしていくことが必要です。
- ・このため、個別施設計画を所管する関係課及び財政課、総合政策課等で構成する会議（公共施設等総合管理計画推進会議）で、各計画の進行状況や改修・更新等の情報共有を図りつつ、必要に応じて、公共施設等の最適化に向けた協議を行います。
- ・毎年、各個別施設計画の進捗状況等を確認するとともに、おおむね5年を目安に、その評価結果に基づき、本計画の見直しについても検討していきます。
- ・施設所管課及び財政課、総合政策課等で組織する新たな体制で、公共建築物の複合化や多機能化、集約化、施設の廃止などについての協議を進めていきます。
- ・公共施設についての課題を各職員が理解し、危機意識を持ったうえで業務にあたるのが必須の時代になっているため、施設等の所管部署以外に対しても情報提供や研修を実施するなど周知徹底を図っていきます。

図表 3 7 全庁的な取組体制のイメージ図



#### (2) 市民との情報共有

- ・公共施設等に関する現状、課題や市の考え方などについて、市民へ分かりやすく発信し、将来あるべき姿や必要な情報の共有を図ります。

#### (3) 地方公会計の活用

- ・市では、平成 27 年 1 月に総務省が示した地方公会計制度における「統一的な基準<sup>※</sup>」による財務書類の作成に向け、市が所有する固定資産の所得価額や耐用年数等のデータを網羅的に収録した「固定資産台帳<sup>※</sup>」を令和元年度に整備しました。
- ・今後、固定資産台帳を基に算出する有形固定資産減価償却率等について、関係課で情報共有を行うとともに、保有施設の老朽化の傾向分析等への活用を検討していきます。

## IV. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 1. 公共建築物に関する基本的な方針

#### (1) 現況

- ・現在、市が保有する施設は、その半数以上が小中学校をはじめとする教育施設となっています。また、全体の約73%が築30年以上、全体の約25%が築50年以上で、公共建築物の老朽化が進んでいる状況です。

#### (2) 現在の対応状況

- ・「大和市公共施設保全計画<sup>※</sup>」を策定し、公共建築物の長寿命化を目指すため、「定期的な施設点検」、「耐用年数の延長」、「保全費用の縮減」、「事後保全から予防保全へのシフト」を実施しながら、維持管理を行っています。

#### (3) 点検・診断の実施方針

- ・定期的な施設点検の実施や点検結果のデータ蓄積、施設の劣化状況の段階評価等により、施設の不具合箇所の早期発見や劣化状況を客観的に比較・分析し、その結果を保全計画に反映していきます。
- ・施設点検の技術向上と効率化を図るため、市で作成した「施設点検チェックシート」や「不具合調査シート」を用いながら、施設所管課と保全計画所管課との協力体制を構築していきます。

#### (4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・中・長期的な視点で改修工事の具体的な内容や実施時期を精査し、事業費の縮減を図ります。
- ・本市の公共建築物は、特定の時期に集中的に整備されたため、大規模改修や更新等の実施が同時期に集中してしまうことから、優先度を設けて保全時期を調整し、保全コストの平準化を図ります。
- ・計画の実効性を確保するため、営繕部門と企画、財政部門との連携を図ります。

#### (5) 安全確保の実施方針

- ・不具合等が発生する前段階で適切な予防保全を計画的に実施し、公共建築物の安全性や機器等の性能を維持するとともに、劣化の進行を遅らせ、安全により長く建築物を使用できるように努めます。

#### (6) 耐震化の実施方針

- ・令和7年4月時点、全ての公共建築物について、耐震化（ $I_s$  値<sup>※</sup>0.6以上の確保）への対応が終了しています。

#### (7) 長寿命化の実施方針

- ・公共建築物の耐用年数を従来の 50 年から 60 年に設定し、大規模改修や中規模改修を計画的に実施することにより、適正で安全な状態を維持し、さらに 10～20 年の長寿命化を目指します。
- ・公共建築物について、令和 7 年度末で計画期間終了となる公共施設保全計画を 3 年間延伸し、複合化や多機能化、集約化、施設の廃止など、公共建築物の適正化をより踏み込んで推し進めていく新たな計画（仮称：市有施設再配置計画）の策定までは、今後の再配置の制約とならないように、安全上支障があるものを除き、長寿命化を図るような改修工事等は原則として見送ります。

#### (8) ユニバーサルデザイン化の実施方針

- ・大規模改修や更新等を行う際には、エレベーターの設置やトイレの改修など、ユニバーサルデザインの考えに基づいた整備に努め、誰もが利用しやすい施設を目指します。

#### (9) 脱炭素化の実施方針

- ・市の公共建築物における再生可能エネルギー電力の導入や ZEB 化、照明の LED 化など、脱炭素化に向けた取り組みを推進します。公共建築物の新設又は更新については、原則として ZEB ready<sup>※</sup>相当以上を目指すことに加え、公共建築物の増築又は改修についても、ZEB 化の可能性について検討します。

#### (10) 施設の統合や廃止の推進方針

- ・統合や廃止に関する今後の推進方針については、将来的な人口動向や社会状況を考慮し、利用形態等を踏まえながら最適な整備のあり方を検討していきます。
- ・複合化や多機能化、集約化、施設の廃止など、公共建築物の適正化をより踏み込んで推し進めていく新たな計画（仮称：市有施設再配置計画）を、数年以内にスピード感を持って策定していくこととします。

## 2. 道路に関する基本的な方針（橋りょうを除く）

### （1）現況

- ・本市が管理する認定道路（橋りょうを除く）は約 563km あり、その 90% 近くが舗装されています。照明灯などの道路附属物や大型カルバート、擁壁などの道路構造物も多数あり、ともに設置から 10 年以上の年数が経過している施設が多いため、今後は老朽化による修繕や更新が必要となります。
- ・事後保全型が中心となっていたこれまでの維持管理が続けば、将来的に施設の更新の必要性が高まるなど、維持管理コストが増大することが想定されます。
- ・今後は、予防保全型の維持管理に移行し、維持管理コストの平準化、低減を図るとともに、持続可能な維持管理体制を構築することなどが求められています。
- ・県内の高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道全ての道路管理者が相互に連絡調整を行い、道路施設の老朽化対策に取り組むことを目的とした「神奈川県道路メンテナンス会議<sup>\*</sup>」が平成 26 年度に設立され、本市も連携して取組を進めています。

### （2）現在の対応状況

- ・幅員 4m 以上の市管理道路については、路面性状調査<sup>\*</sup>等の結果を踏まえ、「大和市舗装修繕計画」を策定し、対応を進めています。
- ・道路附属物や道路構造物についても、耐用年数や過去の修繕履歴などを基に、「道路附属物維持管理計画」、「横断歩道橋長寿命化修繕計画」、「道路構造物長寿命化修繕計画」を策定し、対応を進めています。

### （3）点検・診断の実施方針

- ・大和市管理道路約 565km について、日常点検としてパトロールを実施しています。
- ・幅員 4m 以上の市管理道路や、大型カルバート等については、5 箇年ごとに定期的な点検・診断を実施することにより、施設の健全性を確認します。
- ・災害発生時には、緊急輸送道路<sup>\*</sup>を補完する道路や重要な道路施設について、優先的に緊急点検を実施し、安全性を確認します。

### （4）維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・予防保全型の維持管理手法を順次取り入れ、維持管理コストの平準化と低減を図るとともに、官民が連携した包括的な維持管理の導入などにより、持続可能な維持管理体制を構築していきます。
- ・また、道路附属物や道路構造物についても、修繕計画に基づき、適切な維持管理を行っていきます。

(5) 安全確保の実施方針

- ・舗装修繕計画に基づき修繕を進めることにより道路の安全を確保するとともに、日常的なパトロールによる目視点検の中で、危険箇所の応急修繕を実施していくほか、緊急輸送道路を補完する道路については、路面下空洞調査\*等を行っていきます。

(6) 耐震化の実施方針

- ・大型の擁壁や横断歩道橋などは、倒壊等により市民の安全はもちろん、交通機能に支障をきたすこととなるため、こうした道路構造物等については、適切な修繕計画の実施により耐震性を確保していきます。

(7) 長寿命化の実施方針

- ・道路施設の点検を定期的実施することにより、施設の健全性を把握します。
- ・また、予防保全型の維持管理を取り入れて機能保全を図り、施設の長寿命化を進めます。

(8) ユニバーサルデザイン化の実施方針

- ・歩道については、誰もが歩きやすくなるよう、拡幅や段差の解消など、適宜、取り組んでいきます。

(9) 脱炭素化の実施方針

- ・国が策定した「道路脱炭素化基本方針」及び「大和市地球温暖化対策実行計画」に基づき、道路照明のLED導入などによる省エネ化に努めていきます。

(10) 施設の統合や廃止の推進方針

- ・市民の快適な移動、交通混雑の緩和に向け、ラダーパターン\*を構成する主要な幹線道路の整備等を行うことで、都市間交通の円滑化を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。このため、積極的に廃止を行う状況にはありません
- ・道路附属物については、施設配置を含めて、不要物件の廃止を検討します。

### 3. 橋りょうに関する基本的な方針

#### (1) 現況

- ・本市が管理する橋りょうは 91 橋です。
- ・当該橋りょうは、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて建設されたものが多く、随所に不具合が見受けられる状況となっています。
- ・今後は老朽化がさらに進み、橋りょう本体の大規模な修繕や架け替えが必要になる時期を一斉に迎えることが予想されるため、より計画的に橋りょうを維持していくための取組が不可欠となっています。
- ・このことから、「橋りょう長寿命化修繕計画」を策定し、計画的な修繕を実施していますが、今後も道路法に基づく近接目視点検を進めながら、計画的な維持・修繕を行っていく必要があります。
- ・また、耐震化についても、橋りょう長寿命化修繕計画と整合を図りながら計画的に実施していく必要があります。
- ・平成 26 年度に、県内の高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道全ての道路管理者が相互に連絡調整を行い、道路施設の老朽化対策に取り組むことを目的とした「神奈川県道路メンテナンス会議」が設立され、本市も連携して取組を進めています。

#### (2) 現在の対応状況

- ・構造的な欠陥の発生後に改修するこれまでの事後保全型の維持管理から、定期的な点検を行い、橋の構造的な欠損が発生する前に補修する予防保全型の維持管理の考え方を取り入れた「橋りょう長寿命化修繕計画」を策定し、対応を進めています。

#### (3) 点検・診断の実施方針

- ・橋りょうの定期的な点検及びその結果を反映した計画の見直しを PDCA サイクルに基づき実施します。
- ・なお、道路橋については法令に基づき、平成 28 年度から 3 箇年かけて、近接目視等による健全度調査を行い、令和元年以降は 5 年に 1 回、定期的を実施しています。

#### (4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・橋りょう長寿命化修繕計画に基づく維持修繕を実施し、維持管理コストの低減、平準化を図るとともに、持続可能な維持修繕サイクルを構築します。

#### (5) 安全確保の実施方針

- ・予防保全型の維持管理に加え、日常点検や近接目視点検などによって、緊急に補修する必要がある損傷が判明した橋りょうについては、必要な補修作業を即時実施し、安全確保を図ります。

(6) 耐震化の実施方針

- ・耐震化を必要とする橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画による修繕に合わせて実施していきます。

(7) 長寿命化の実施方針

- ・橋りょうの管理方針は、「予防保全型」を基本とします。予防保全型は、健全性がⅡとなった段階（機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）で、予算の範囲内で必要な対策を計画的に実施します。ただし、第三者被害のおそれの無い溝橋や単径間の床版橋等で、構造特性や周辺状況により、大規模修繕を行う際の社会的影響が小さいと判断した橋りょうについては「事後保全型」で管理します。

(8) 統合や廃止の推進方針

- ・利用状況などから、集約・撤去が可能な橋りょうについては、地域住民との合意形成や関係機関との調整を進めていきます。集約・撤去の実現により、維持管理の効率化やコスト縮減を図ります。

## 4. 下水道に関する基本的な方針

### (1) 現況

- ・本市が管理する下水道施設として、約 722km の管きょ、3 箇所の浄化センター（1 箇所の浄化センター分場を含む）、24 箇所のポンプ場があります。
- ・管きょについては、昭和 29 年から整備を開始し、市街化区域内の汚水管\*の整備はおおむね完了しています。
- ・浄化センターについては、中部浄化センターが昭和 44 年に、北部浄化センターが昭和 63 年に供用開始され、改築更新を経て現在も稼働しています。
- ・低地から高地へ下水を圧送する必要がある地域において、管きょ整備とともに設置された中部浄化センター分場については、平成 3 年に供用開始され、設備更新を経て現在も稼働しています。
- ・下水道施設建設のピークが昭和 50 年から平成初頭であったことから、老朽化が進んだ施設が増加しており、これまでの事後保全型の維持管理では、将来的な維持管理コストの増大が見込まれるほか、管きょの老朽化は占用している道路の安全性への影響も懸念されます。
- ・今後は、予防保全型を含めた計画的な維持管理に移行し、維持管理コストの平準化、低減を図るとともに、持続可能な維持管理体制を構築することなどが求められています。
- ・令和 6 年度末現在、汚水管の人口普及率は 95.6%、雨水管\*の面整備率は 69.8% となっており、特に汚水管については、災害等による事故発生時に市民生活に与える影響が大きいと想定されるため、持続可能な維持管理体制を整える必要があります。

### (2) 現在の対応状況

- ・管きょについては、老朽化に伴い修繕の必要性が高まっている地域について、管路の調査を行い、発見した損傷箇所の補修を順次行っています。
- ・ポンプ場に関しては、常時安定的稼働が要求され、故障時等には早急な対応が求められることから、365 日体制による機器保守点検整備を業務委託しています。
- ・管きょ及びポンプ場については、計画的な維持修繕体制の確立に向けて、ストックマネジメント計画\*及び総合地震対策計画を策定し、対応を進めています。
- ・浄化センターについては、現在、施設の健全度調査を基本としたストックマネジメント計画を策定し、計画的な施設保全に着手しています。

### (3) 点検・診断の実施方針

- ・管きょについては、破損による周辺への影響を勘案し、優先度の高い地域から順次点検するとともに、診断を行ったうえで、健全度・緊急度の評価を基に、対策の必要性を検討していきます。
- ・ポンプ場については、機器保守点検整備について、より効率化を図れるよう、委託内容の精査・改善を行います。
- ・浄化センターについては、おおむね 5 年ごとに老朽化が進んだ施設を中心に、維持管理状況や修繕実績を整理し、施設健全度の診断と将来の劣化予測を行います。

#### (4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・予防保全型を含めた計画的な維持管理手法を順次取り入れ、維持管理コストの平準化と低減を図るとともに、官民が連携した包括的な維持管理の導入などにより、持続可能な維持管理体制を構築していきます。

#### (5) 安全確保の実施方針

- ・管きょについては、計画的、効果的に修繕・更新を進め、管路老朽化に伴う破損防止に努めることで、管路破損による道路陥没事故を未然に防止します。
- ・浄化センターについては、予防保全型の維持管理等による長寿命化対策により、処理施設の機能停止による未処理下水の流出を防止し、安定した処理水質を確保します。
- ・中部浄化センター分場やポンプ場では、ICTを活用した定常的な監視を行い、機能停止による使用制限や未処理下水の流出を防止します。

#### (6) 耐震化の実施方針

- ・管きょについては、緊急輸送道路、軌道下、河川横断箇所などと交差する箇所や、機能確保の重要性が高い防災拠点施設や避難所等からの管路を優先に、必要に応じて耐震化を図ります。
- ・ポンプ場については、機能停止による使用制限を防ぐため、耐震化を図っていきます。
- ・また、浄化センターでは、地震による被災後にあっても最低限の下水道機能を確保するため、施設の重要度・危険度に応じ、ストックマネジメント計画との整合を考慮しながら段階的に耐震化を図ります。

#### (7) 長寿命化（ストックマネジメント）の実施方針

- ・管きょについては、緊急輸送道路を補完する道路や幹線道路における老朽化した幹線管きょ及び合流地区\*に敷設されている管きょを中心に管路調査、診断を実施し、劣化度と重要度を基に対策優先度の評価を行ったうえで、ストックマネジメント計画の更新をしていきます。
- ・ポンプ場については、ストックマネジメント計画を策定して老朽化が進んでいる施設について、機器の更新を進めていきます。
- ・浄化センターについては、老朽化が進んだ施設を中心に、維持管理状況や修繕実績を整理し、施設健全度の診断と将来の劣化予測を行い、ストックマネジメント計画を更新していきます。

#### (8) 脱炭素化の実施方針

- ・温室効果ガスの削減に向け、老朽化した北部浄化センター焼却炉の更新は消化工程を導入した汚泥有効利用施設を建設します。
- ・更新する設備機器類は、省エネ性能に優れたものを選定します。

#### (9) 統合や廃止の推進方針

- ・本市では、宅地利用の急激な縮小が見込まれないことから、当分の間、下水道施設の統合や廃止は生じないものと考えています。このため、現状の施設は維持していく必要がありますが、改築更新にあたっては積極的に設備能力の見直しを行います。

## 5. 準用河川に関する基本的な方針

### (1) 現況

- ・市内には、二本の河川が流れており、市の東側を流れる境川は東京都及び神奈川県が二級河川として管理を行っています。西側を流れる引地川は、上流部 4.46km が大和市の管理する準用河川で、下流部は神奈川県が管理する二級河川となっています。
- ・都市化が進んだ地域では雨水の地中への浸透が阻害されるため、台風やゲリラ豪雨などによって周辺を流れる河川に流下能力を上回る雨水が流入しやすく、本市においても、流出抑制に努めていますが、浸水被害等が発生しており、総合的な治水対策の一つとして、河川の整備や適切な維持管理が必要となっています。
- ・境川と引地川の二級河川部分については、神奈川県が河道の拡幅など、計画流下能力を確保するための河川改修を進めています。本市においても、県が行う引地川下流部（二級河川部分）の工事の進捗に応じて、準用河川部分についての河川改修を進め、氾濫等の防止、被害の抑制を図りつつ、河川構造物の適切な維持管理に努めています。

### (2) 現在の対応状況

- ・急激な市街化を背景とした浸水被害の解消に向け、河川下流部への流出を抑制するため、昭和 57 年に上草柳調整池を整備しました。その後、神奈川県が管理する下流の二級河川の計画流下能力を確保するために必要な河川改修を進めています。
- ・しかしながら、護岸等の老朽化が進んでおり、破損等による周辺への影響が懸念されています。
- ・このため、「河川防災管理計画」に基づき、計画的な修繕、補修による老朽化対策を進めていきます。

### (3) 点検・診断の実施方針

- ・日常点検としてパトロールを実施するとともに、定期点検を実施し、異常箇所を早期発見に努めます。

### (4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・定期点検による点検評価により策定した河川防災管理計画に基づき、修繕・更新を進めていきます。

### (5) 安全確保の実施方針

- ・日常点検としてパトロールを実施し施設の健全性を確認します。また、災害発生時には、緊急点検を実施します。

### (6) 耐震化の実施方針

- ・未改修箇所については、流下能力の増強を図る改修の際に、耐震性についても併せて検証し、対策を講じます。

#### (7) 長寿命化の実施方針

- ・定期点検により施設の健全性を把握し、維持管理を計画的に行うことで、上草柳調整池等の設備の長寿命化を図り、河川の機能を確保していきます。

#### (8) 統合や廃止の推進方針

- ・河川において統合や廃止という概念はありませんが、準用河川引地川については、神奈川県が管理する下流の二級河川と整合を図りながら、当面降雨強度\*22mm/hr 対応の断面で護岸改修を行い、将来的には矢板護岸\*方式により、降雨強度 47mm/hr に対応できる護岸改修を実施していく予定です。

## 6. 公園に関する基本的な方針

### (1) 現況

- ・本市の都市公園は、現在 246 箇所、約 83 万㎡であり、市民一人当たりの都市公園面積は、約 3.38 ㎡/人となっています。
- ・公園は、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層が利用する施設であることから、誰もが安全で快適に利用できる公園の整備を行うとともに、官民が連携した包括的な維持管理によって、持続可能な維持管理体制を確立しています。
- ・なお、整備後、30 年以上経過している公園も多く、遊具をはじめとして施設が老朽化していることから、安全点検を充実させ、計画的に施設の修繕、改修等を行っています。

### (2) 現在の対応状況

- ・遊具等の老朽化に伴い、日常的な点検及び定期的な点検を実施するとともに、「大和市公園施設長寿命化計画」を策定し対応を進めています。

### (3) 点検・診断の実施方針

- ・遊具に起因する事故の発生を未然に防ぐことや、劣化状況を把握するために日常的に公園をパトロールし、点検を行うこととしていきます。また、国土交通省策定の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」などを参考に、法令に基づく定期点検を毎年実施しています。

### (4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・定期的な公園遊具点検の結果から、4 段階の判定レベルで上位 3 段階を維持することを目標とし、下位 2 段階の評価となったものは補修して延命化を図るとともに、状況によっては使用停止や撤去、更新を行います。
- ・引き続き、官民が連携した包括的な維持管理体制を継続していきます。

### (5) 安全確保の実施方針

- ・点検により損傷が判明した遊具については、塗装の塗り替えや部分的な補修のほか、損傷箇所が広範にわたるなど、部分的な補修だけでは対応が困難な場合は全体での交換を実施し、安全確保を図ります。

### (6) 耐震化の実施方針

- ・公園内の建築物については、令和 7 年 4 月時点で、全ての施設が新耐震基準を満たしている状況です。今後も法改正などを注視していきます。

#### (7) 長寿命化の実施方針

- ・遊具等について、予防保全型によって対応していく方針をまとめた「大和市公園施設長寿命化計画」に基づき、劣化が進んでから対処する事後保全型の維持管理から、損傷がひどくなる前に補修する予防保全型の維持管理に移行しており、維持管理コストの平準化や低減を図っています。

#### (8) ユニバーサルデザイン化の実施方針

- ・公園は市民のレクリエーションの場となるだけでなく、健康増進や自然とのふれあいのほか、災害時には避難地となる等、多様な役割を担っています。このため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「都市公園移動等円滑化基準」で求められている整備だけでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づいた施設の整備及び維持管理に取り組んでいきます。

#### (9) 脱炭素化の実施方針

- ・脱炭素化に向けた公園施設のLED化を促進します。

#### (10) 統合や廃止の推進方針

- ・市民一人当たりの都市公園面積が県内各市と比較すると少ない状況を踏まえて市全体を面的に捉えると、今後も都市公園面積の充実を図ることが基本となりますが、将来的な生産年齢人口の減少、市民ニーズや周辺環境の変化等も踏まえたうえで、公園施設集約を含めたより効率的で効果的な維持管理手法を検討していきます。

## ➡. 用語解説

### ア行

#### Is値

国土交通省の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、構造耐震指標とされているもの。

#### 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、市町村においては、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金（政令指定都市のみ）、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）及び法人事業税交付金を加算したもので、用途が特定されていない財源。

#### インフラ長寿命化基本計画

国が、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識を踏まえて、平成25年11月に策定した計画。

#### 雨水管

公共下水道において、雨水、雪解け水などの自然現象に起因する水を集めて河川など放流先まで導くための管。雨水と汚水を別々の下水管で集める分流式の地区(⇔合流地区参照)に敷設している。

#### 污水管

公共下水道において、生活排水、工場排水など生活活動により生じた排水を集めて下水処理場まで導くための管。雨水と汚水を別々の下水管で集める分流式の地区に敷設している。

### カ行

#### 神奈川県道路メンテナンス会議

神奈川県内の道路管理を効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整することにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的として、平成26年6月9日に設立したもの。

#### カルバート

道路や鉄道の下を横断する道路や水路等の空間を確保するために盛土あるいは地盤内に設けられる構造物のこと。市内には大型のカルバートが1箇所ある。

#### 緊急輸送道路

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定している路線。指定された路線については、自然災害への安全度を高めるため、道路施設の防災対策が優先して進められる。

### 降雨強度 (mm/hr)

瞬間的な降雨の強さを指し、「現在降っている雨がこのままの強度で降り続いた場合、1時間当たり何ミリの雨量に相当するか」(mm/hr) で表している。

### 公共施設保全計画

公共建築物の劣化状況や維持管理の現状を把握し、長寿命化を軸とする中長期的な視点に立った保全を行うため、平成30年度に策定したもの。

### 合流地区

雨水と汚水を一つの下水管で集める合流式により下水道を整備している地区。この地区には、合流管を敷設している。

### 固定資産台帳

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産(道路、公園、学校、公民館等)について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。

## ザ行

### 住民基本台帳人口

住民登録者数を累計した人口。住民登録を残したまま海外に居住したり、進学や就職等で住民票を移さずに移動したりしているケースがあるため、推計人口と差異が生じる。

### 将来推計人口

推計人口や住民基本台帳人口、国勢調査結果等を基に、出生の状況や生残率、転出入の傾向などを加味して予測する将来の人口。

### 推計人口

国勢調査の値をベースに、住民票を作成、又は削除した数値を加減して求めた人口。

### ストックマネジメント計画 (※本計画では下水道事業のストックマネジメント計画についてのみ記載)

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的に策定する長寿命化計画。

### ZEB (Net Zero Energy Building)

高い省エネ性能を持つ建築物のこと。高い断熱性や高効率の空調機器の導入などにより、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざす。

### ZEB ready

再生可能エネルギーを除き、50%以上の省エネルギーを図った建築物のこと。

**夕行****地方交付税**

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

**統一的な基準**

地方公会計において、発生主義・複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とし、比較可能性の確保の観点から、全ての地方公共団体を対象とした統一的な財務書類の作成基準が示されているもので、現行の官庁会計（現金主義・単式簿記）の補完として国が求めているもの。

**投資的経費**

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

**道路構造物**

道路の安全で円滑な交通を確保し、機能を維持するために設けられる、土木的に構築された人工物の総称で、橋梁、トンネル、擁壁、カルバートなどがある。

**道路附属物**

道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保、その他道路の管理上必要な施設又は工作物であり、道路照明灯や道路標識柱、横断歩道橋などがある。

**特定財源**

歳入において一般財源と対照的に用いられ、国庫支出金や都道府県支出金など使途が特定されている財源を指す。

**都市公園**

公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園法に基づき設置された公園で、総合公園、近隣公園、街区公園などがある。

**八行****扶助費**

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

#### PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等について民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に公共サービスを提供する事業手法のことで、PPP の一類型。

#### PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法のこと。

#### 普通会計

地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計に区分して経理されており、その中には、一般行政活動に係るものと公営事業会計に係るものがある。普通会計とは、一般会計と特別会計のうち一般行政活動に係るものを一つの会計で経理されたものとみなして整理した会計の呼称。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

### ヤ行

#### 矢板護岸

川幅の狭い場所において鋼製の矢板を使用し垂直な護岸を設置する護岸形式。

### ラ行

#### ラダーパターン

はしご状に見える道路の形状を言い表したもの。本市では、小田急江ノ島線を挟んで南北軸に通っている 2 本の幹線道路とその幹線道路を東西に連結している幹線道路がラダーパターンを形成している。

#### 立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられるもの。都市計画マスタープランの高度化版。

#### 路面下空洞調査

路面下に空洞がないか調査し、道路陥没の恐れがある箇所を把握するもの。該当箇所は計画的な修繕に先立ち、詳細調査を行う。

#### 路面性状調査

舗装のひび割れ、わだち掘れ、平坦性を調査し、MC I (Maintenance Control Index) と呼ばれる指標に数値化することで、舗装の現状を把握する調査。



# **大和市公共施設等総合管理計画**

**(令和 8 年 3 月改定版)**

【編集・発行】

大和市

〒242-8601 大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号

TEL:046-263-1111 (代表)

H P:<https://www.city.yamato.lg.jp/>